

第3期

川辺町子ども・子育て

支援事業計画

〈令和7年度～令和11年度〉



令和7年3月
川辺町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 SDGs との関係.....	5
5 計画の期間.....	5
6 計画の策定体制.....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境の状況.....	7
1 川辺町の状況.....	8
2 アンケート結果からみえる現状.....	19
3 第2期計画の評価.....	32
第3章 計画の基本理念、基本目標.....	39
1 基本理念.....	40
2 基本的な視点.....	40
3 基本目標.....	41
4 施策の体系.....	42
第4章 施策の展開.....	43
基本目標1 子どもの人権擁護と相談体制の充実.....	44
基本目標2 子どもの健やかな成長を支える教育・保育の推進.....	47
基本目標3 子育て支援の充実.....	51
基本目標4 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援.....	56
基本目標5 安全・安心な生活環境の整備.....	59
基本目標6 身近な地域における交流活動の推進.....	62
第5章 量の見込みと確保策.....	65
1 教育・保育区域の設定.....	66
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	67
3 人口の見込み.....	70
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育.....	71
5 地域子ども・子育て支援事業.....	75
6 教育・保育の一体的提供及び推進.....	90
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	91
第6章 計画の進行管理.....	93
1 計画の達成状況の点検及び評価.....	94
2 国・県等との連携.....	94
資料編.....	95
1 川辺町子ども・子育て会議設置条例.....	96
2 川辺町子ども・子育て会議委員名簿.....	97
3 子ども・子育て会議の開催経過.....	98
4 用語解説.....	99

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、全国的に個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、様々な課題やニーズが顕在化しています。特に、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに対する不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出による保育ニーズの増大への対応や待機児童の解消等が喫緊の課題となっています。

このような状況を受け、国では、平成 15 年に少子化対策の総合的な推進を目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのあらゆる事業が展開されてきました。しかしながら、依然として出生数の減少が続いてきたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 28 年 4 月に改訂された「子ども・子育て支援新制度」において、市町村は地域の子育て支援の状況や、子育て支援ニーズを把握し、5 年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務としました。

また、令和元年 10 月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行され、幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育・保育の無償化により、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことが目指されました。

国全体で様々な少子化対策や子ども・子育て支援に取り組んできましたが、少子化に歯止めがかからず、加えて貧困や不登校、ヤングケアラーなど子どもを取り巻く環境は悪化しています。こうした課題に対応するため、令和 5 年 4 月にこども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行されました。令和 5 年 12 月には「こども基本法」に基づき、少子化対策、子ども・若者支援、貧困対策等を総合的に推進するための「こども大綱」が策定され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

2 計画策定の趣旨

川辺町（以下、「本町」とする。）においては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「川辺町子ども・子育て支援事業計画」を、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定しました。令和2年3月には「第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」とする。）を策定し、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供と地域における子ども・子育て支援等に取り組み、次世代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目ない施策の充実を図ってきました。

また、令和2年3月に策定した「川辺町第5次総合計画後期基本計画」では、重点プログラムとして、妊娠から出産、子育てを切れ目なく総合的に支援し、安心して子どもを産み育てられる地域社会を築く「子ども未来創造プログラム」、子どもたちのたくましく生きる力を身につけるための教育を推進する「学校将来計画プログラム」を位置づけ、子ども・子育て支援の充実を進めています。

このたび、「第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」とする。）を策定し、国、県の動向及び前回計画における成果と課題を十分に踏まえながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

3 計画の位置づけ

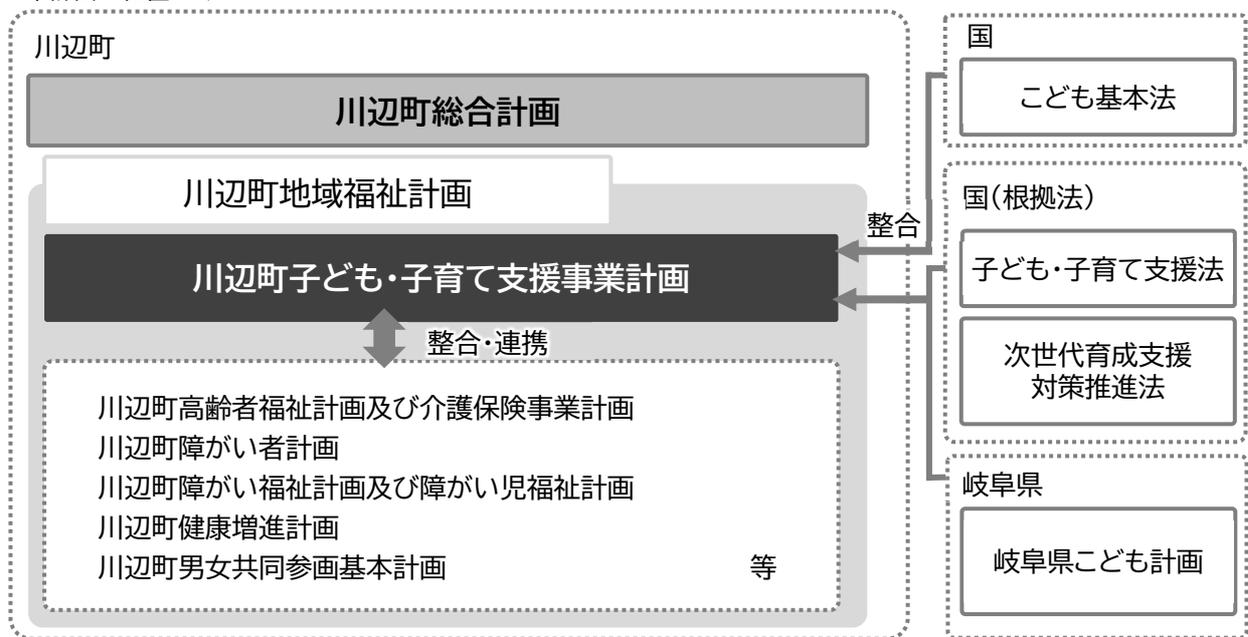
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、本町の最上位計画である川辺町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

なお、こども政策に係る総合的な理念等を示す「こども基本法」に基づく施策とも調和を図ります。

■本計画の位置づけ



4 SDGsとの関係

平成27年9月の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットが示されました。持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現される未来に向けて、「持続可能な開発目標（SDGs）」に関する取り組みが求められています。

本計画においても、特に関連性の高い目標を取り上げ、基本理念の実現とともに、SDGs項目の達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■本計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画					
	第3期計画				

6 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施

本町では、本計画の策定資料として、保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見等を把握することを目的に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査対象

区 分	①就学前児童保護者調査	②小学生児童保護者調査
調査対象者	就学前児童の保護者全数。ただし、就学前児童が2人以上いる世帯は1人とした。	小学生児童の保護者全数。ただし、小学生児童が2人以上いる世帯は1人とした。
調査方法	郵送にて配布・回収	
調査基準日	令和6年2月1日	
調査期間	令和6年2月21日～3月11日	

(2) 子ども・子育て会議による審議

計画策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実績を踏まえた計画とするため、知識経験を有する者、児童福祉または教育に関する業務に従事する者、児童の保護者等で構成する「川辺町子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年12月23日～令和7年1月21日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見聴取を行いました。

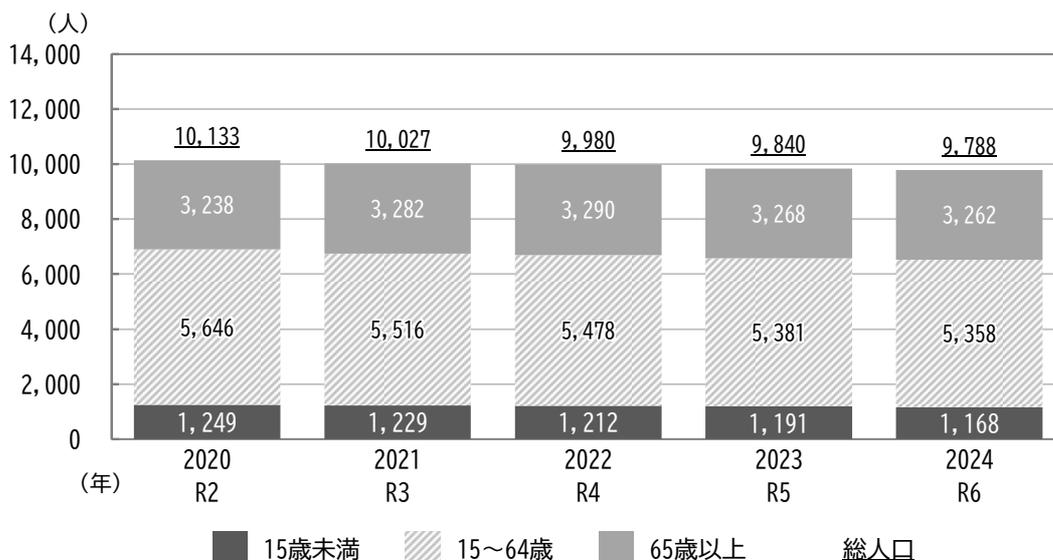
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境の状況

1 川辺町の状況

(1) 人口の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満人口及び15～64歳人口は減少傾向にあります。令和2年から令和6年への減少率をみると、15歳未満人口が6.5%、15～64歳人口が5.1%となっています。

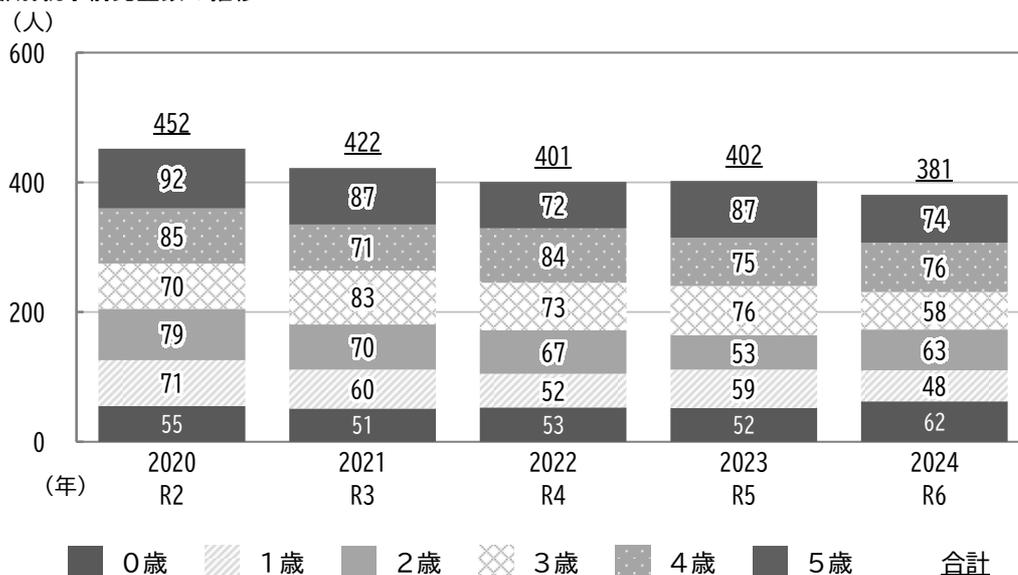
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年齢別就学前児童数の推移をみると、5歳以下の就学前児童の合計は減少傾向にあり、令和6年で381人となっています。年齢別では、0歳人口は微増傾向、その他の年齢人口はおおむね減少傾向にあります。

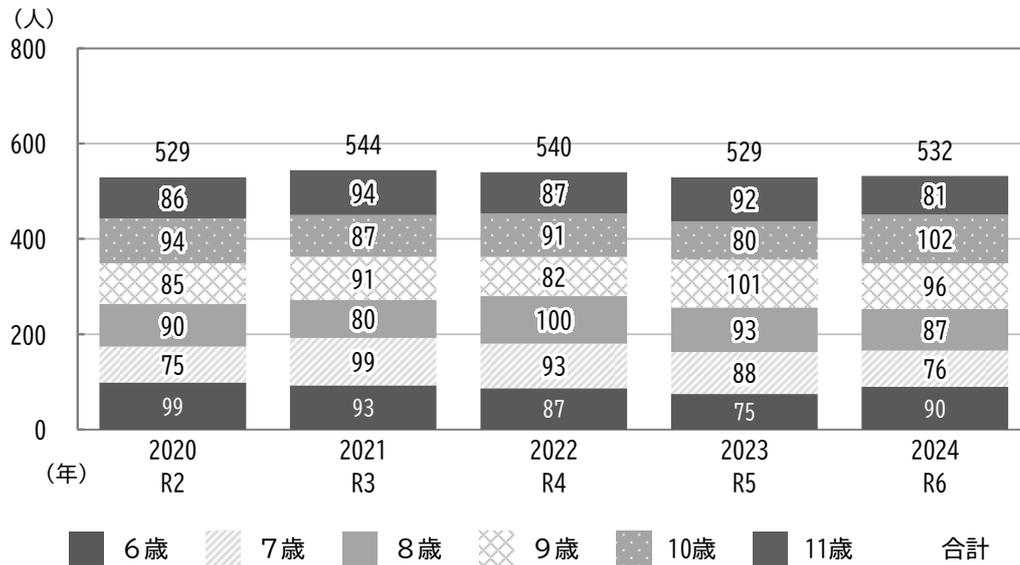
■年齢別就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年齢別小学生児童数の推移をみると、増減しながら推移しており、令和6年では、合計532人となっています。令和2年と比較すると、7歳、9歳及び10歳人口が増加しています。

■年齢別小学生児童数の推移

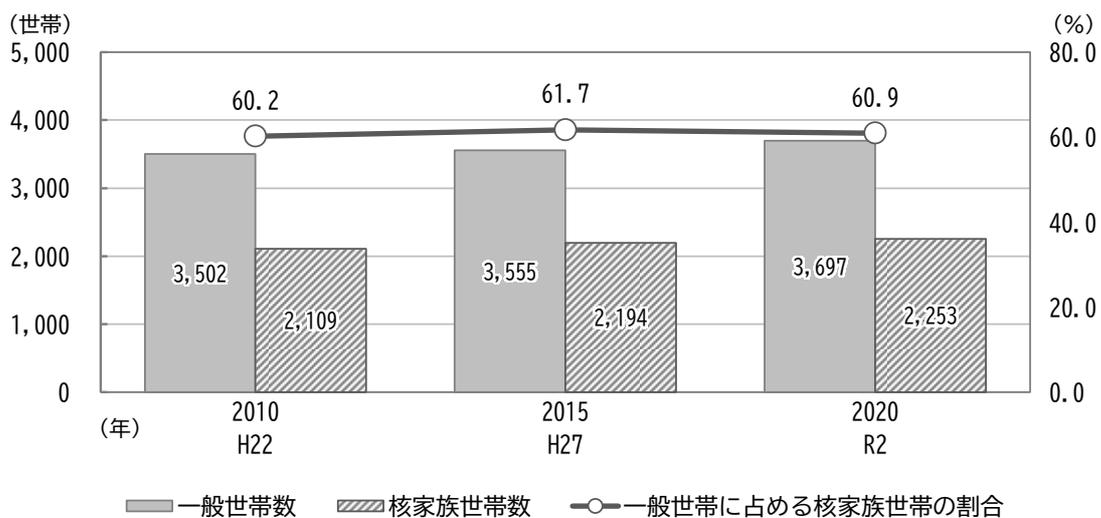


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

（2）世帯の状況

一般世帯数・核家族世帯数の推移をみると、いずれも増加傾向にあり、令和2年では、核家族世帯が2,253世帯となっています。

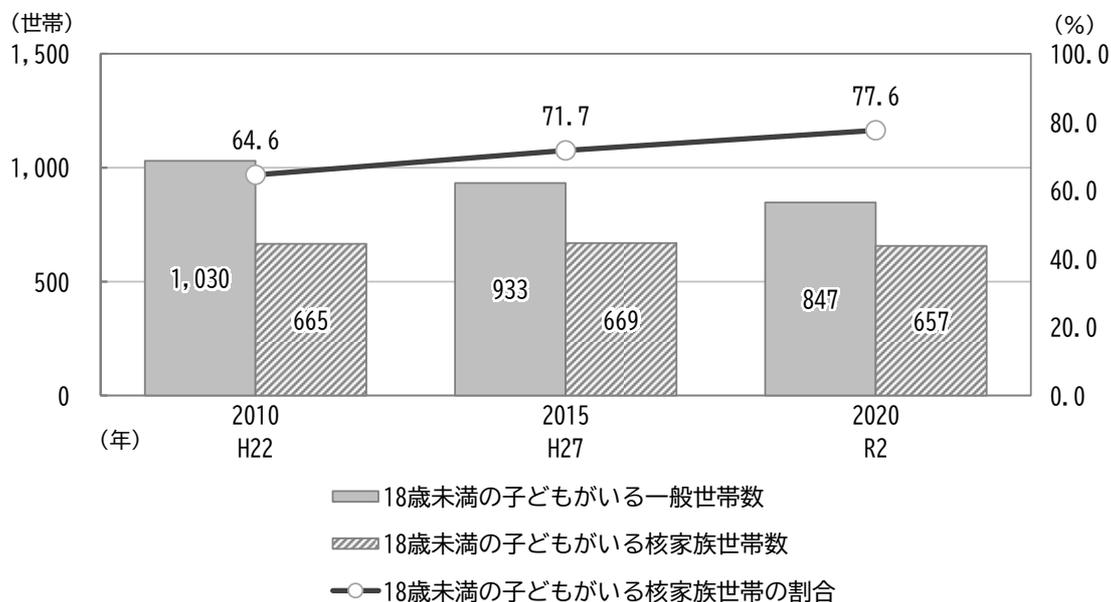
■一般世帯・核家族世帯の推移



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年で847世帯となっています。一方で、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は平成27年よりやや減少していますが、世帯の割合は増加し、77.6%となっています。

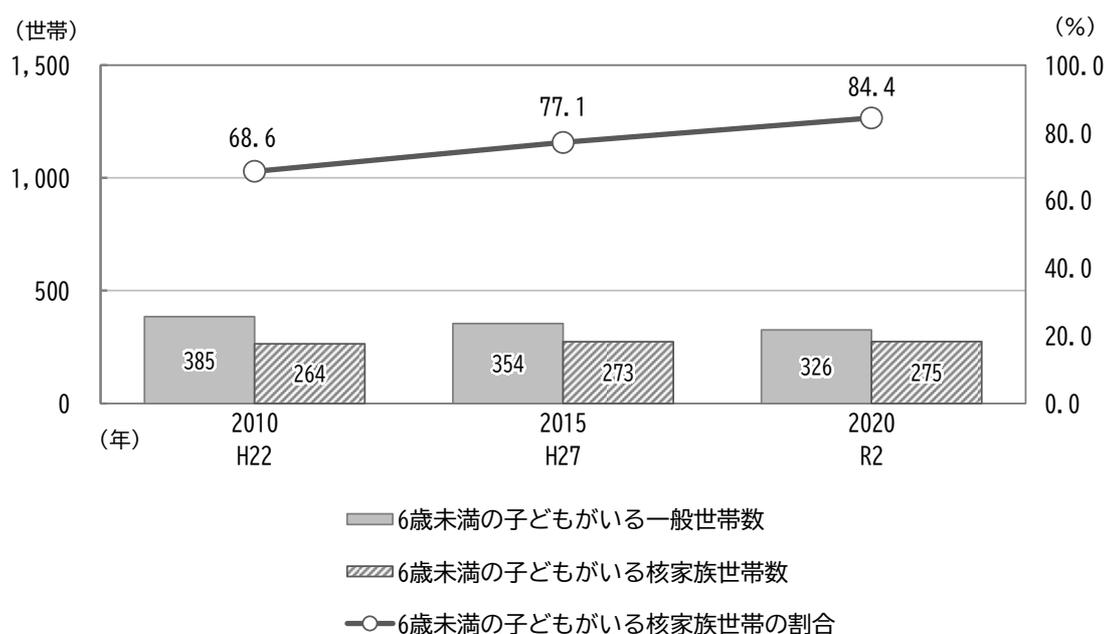
■18歳未満の子どもがいる世帯の推移



資料：国勢調査

6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年で326世帯となっています。6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は、平成27年よりやや増加しており、世帯の割合も84.4%と増加しています。

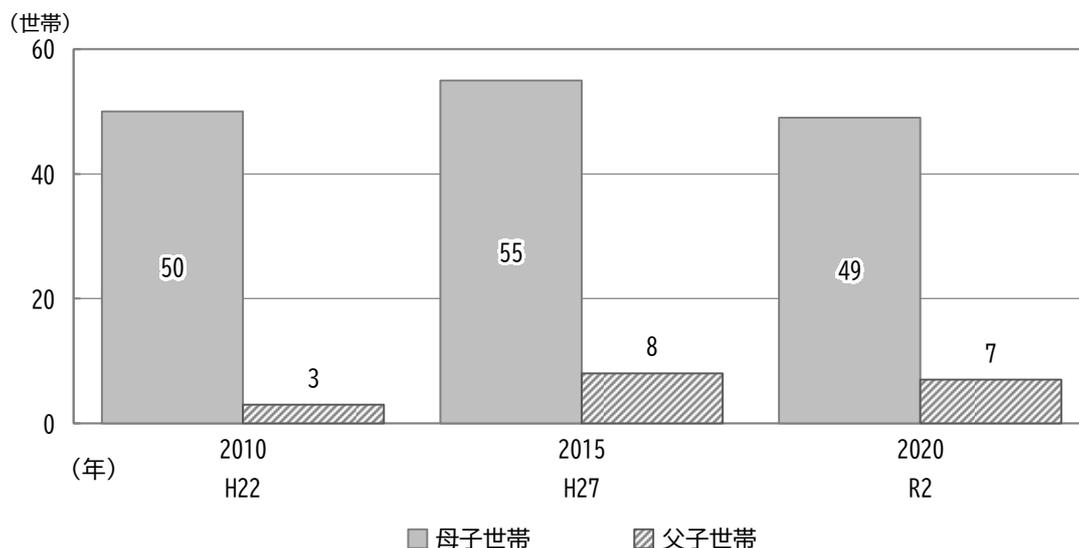
■6歳未満の子どもがいる世帯の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに平成 27 年よりやや減少し、令和 2 年で母子世帯は 49 世帯、父子世帯は 7 世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移

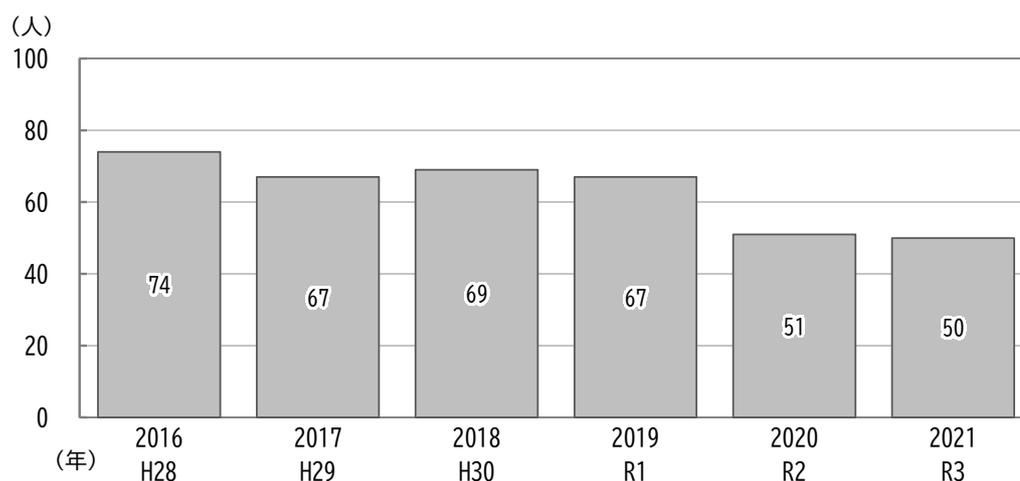


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

出生数の推移をみると、おおむね減少傾向にあり令和 2 年からは 50 人台となっています。

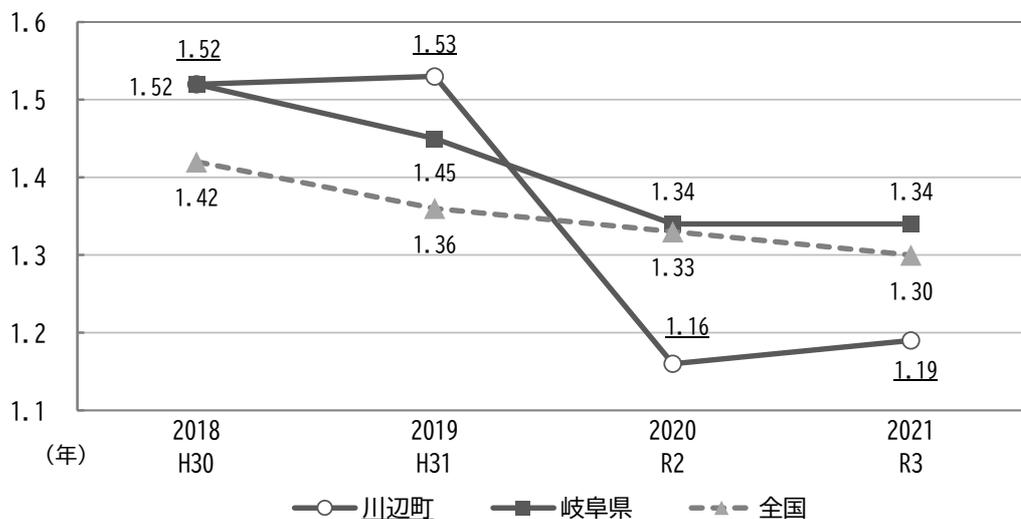
■出生数の推移



資料：人口動態統計

合計特殊出生率の推移をみると、平成 31 年をピークに大幅に低下しており、令和 2 年、令和 3 年では、全国、岐阜県を大きく下回っています。

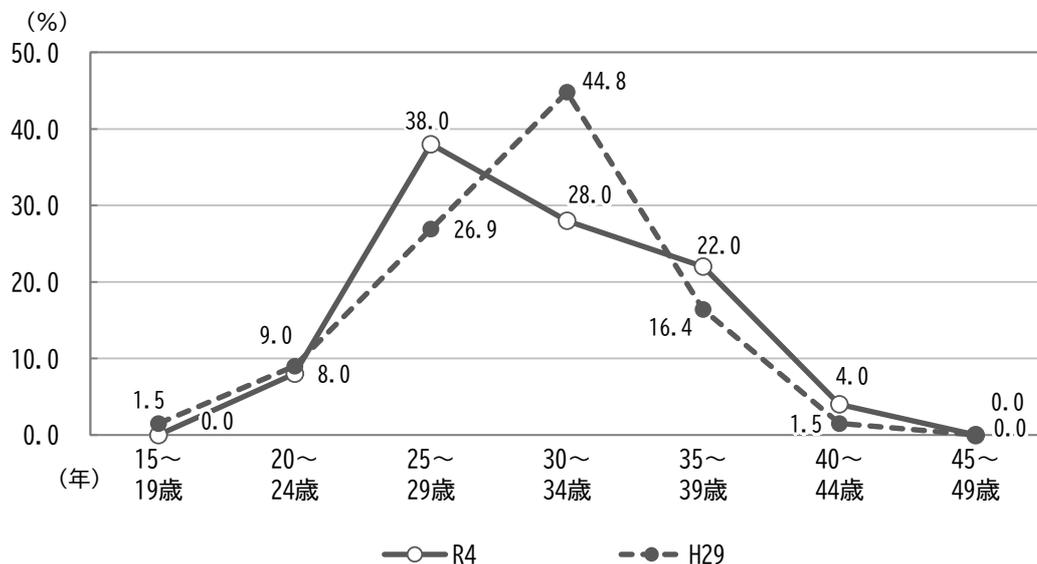
■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計（各年 4 月 1 日）

母親の年齢（5 歳階級）別出生割合の状況をみると、令和 4 年では、25～29 歳での出生割合が高くなっています。また、平成 29 年と比較すると、25～29 歳、35～39 歳及び 40～44 歳の出生割合が高く、30～34 歳は低くなっています。

■母親の年齢（5 歳階級）別出生割合の状況



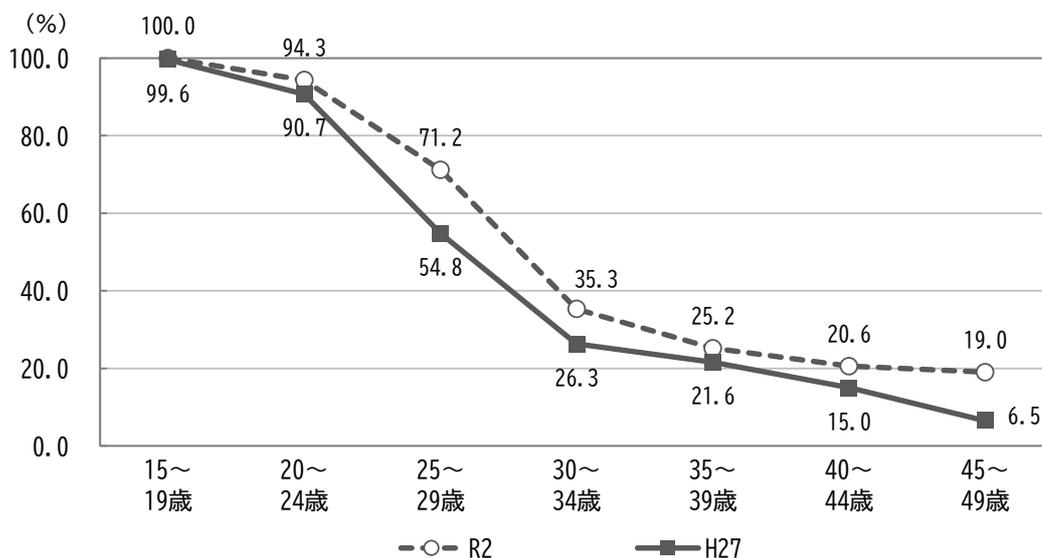
資料：岐阜県衛生年報

※「出生割合」：1 年間の出生数に占める母親の年齢の割合

(4) 未婚・結婚の状況

年齢別未婚率の状況を見ると、平成 27 年と比較して、全年齢で未婚率が上昇しており、未婚化が進んでいます。特に 25～29 歳の未婚率は 71.2%と、16.4 ポイント高くなっています。

■年齢別未婚率の状況

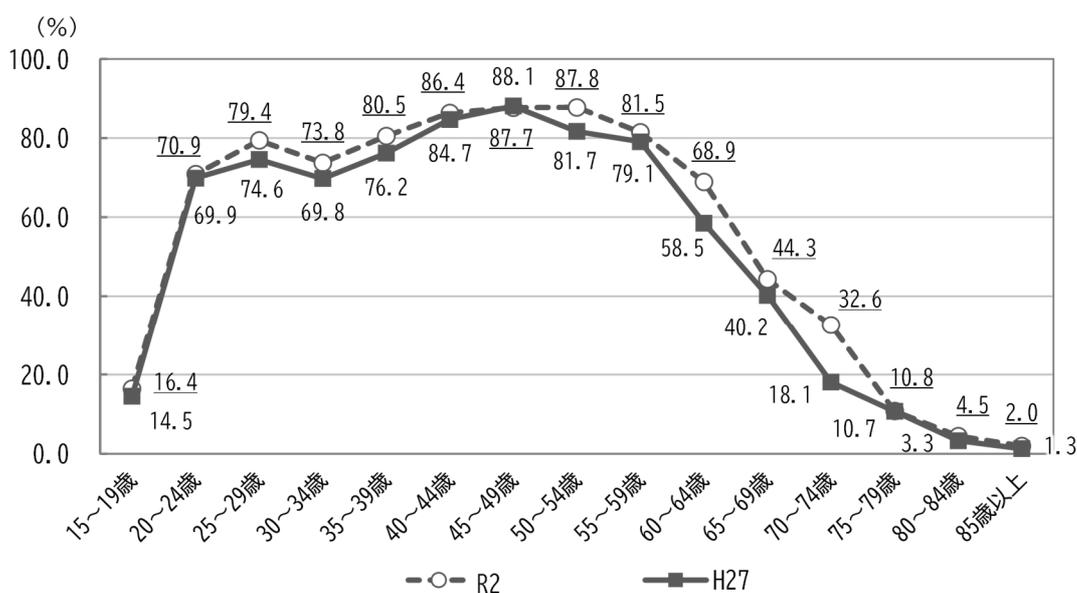


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

女性の年齢別就業率の状況を見ると、25～39 歳で出産・育児期の就業率が落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成 27 年と比較すると、M字の谷間にあたる 25～39 歳で就業率は上昇しています。

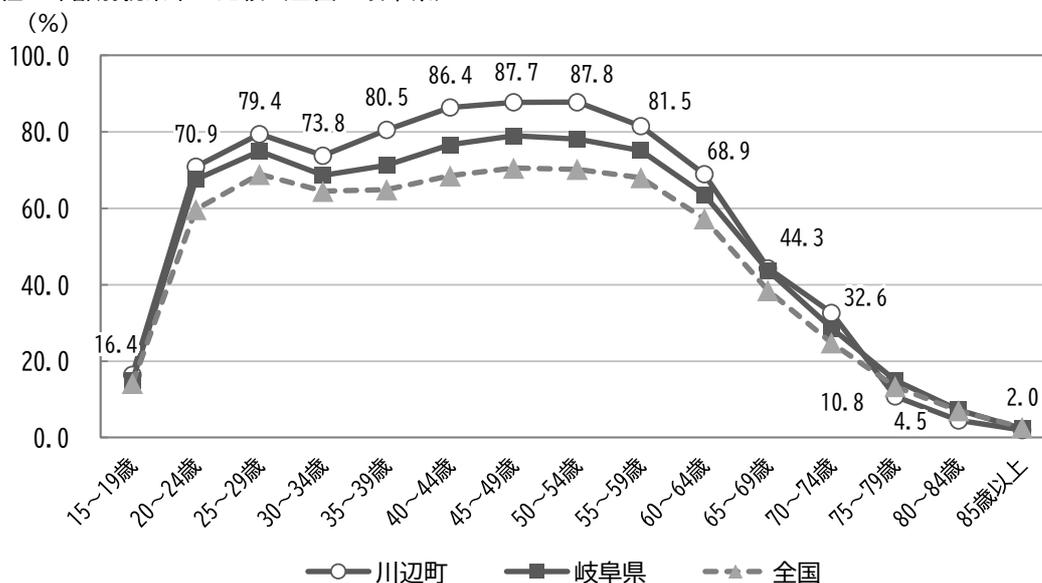
■女性の年齢別就業率の状況



資料：国勢調査

女性の年齢別就業率を全国・岐阜県と比較すると、本町は15～74歳の就業率が高くなっています。特に35～59歳までの就業率が高くなっています。

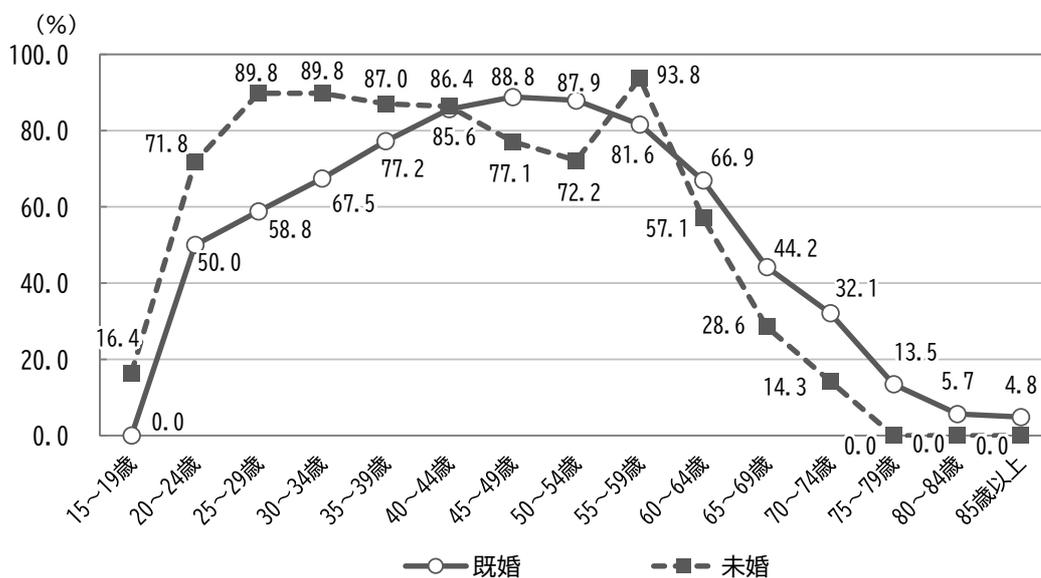
■女性の年齢別就業率の比較（全国・岐阜県）



資料：国勢調査（令和2年）

女性の年齢別就業率を既婚・未婚で比較すると、15～44歳及び55～59歳で未婚者の就業率が高くなっています。

■女性の年齢別就業率の比較（既婚・未婚）

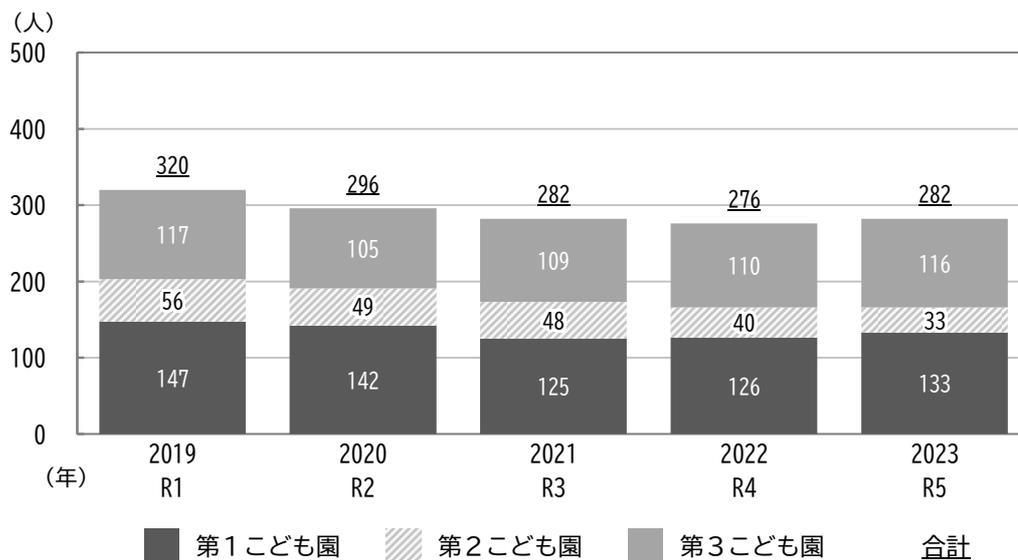


資料：国勢調査（令和2年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

川辺町内のこども園の児童数の推移をみると、令和元年の320人をピークに令和2年以降は200人台で推移しています。令和5年の児童数は、令和4年よりやや増加しており、第1こども園及び第3こども園の児童数が増加しています。

■こども園児童数の推移

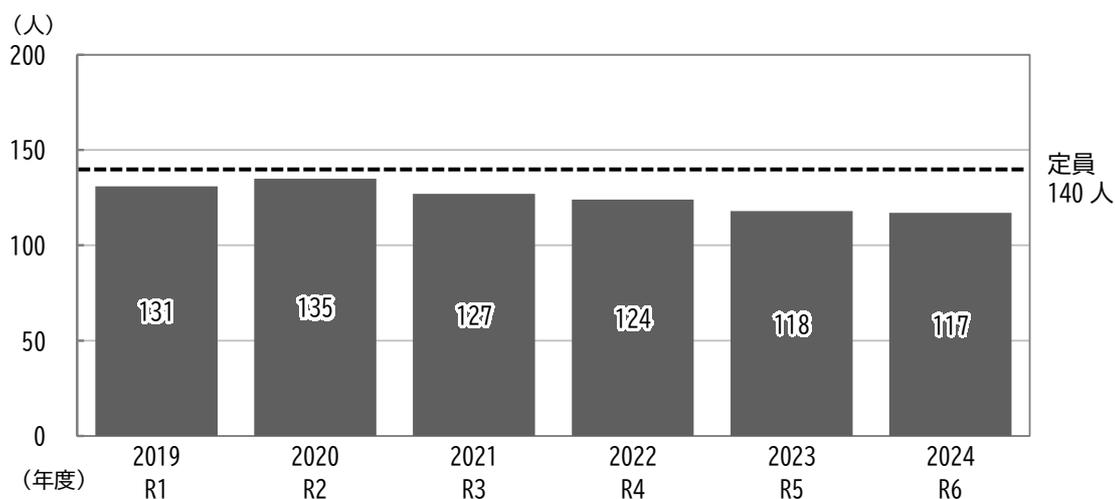


資料：統計で見る川辺町

(7) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ利用児童数の推移をみると、令和2年度をピークに年々減少傾向にあり、令和6年度は117人となっています。

■放課後児童クラブ利用児童数の推移

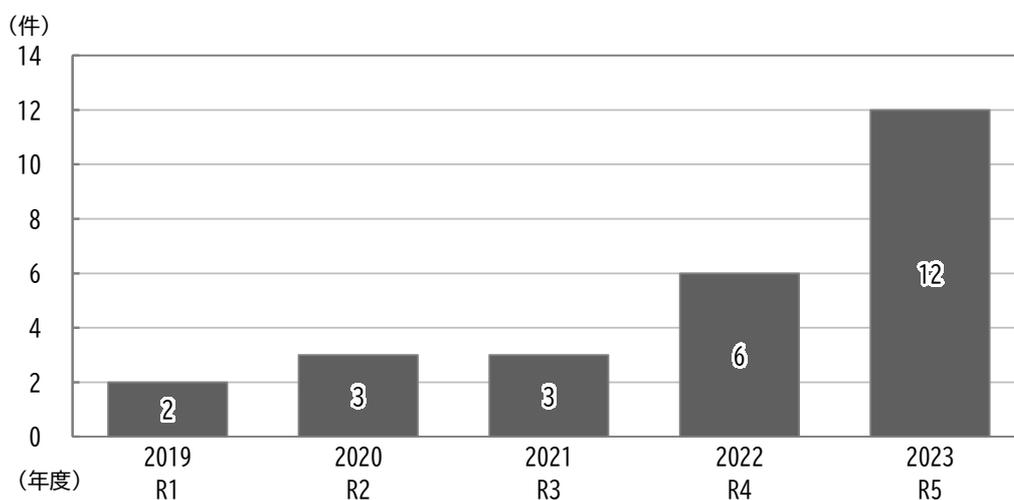


資料：川辺町教育委員会

(8) その他の状況

児童虐待通報件数の推移をみると、年々増加しており、令和5年度で12件と令和4年度と比較して倍になっています。

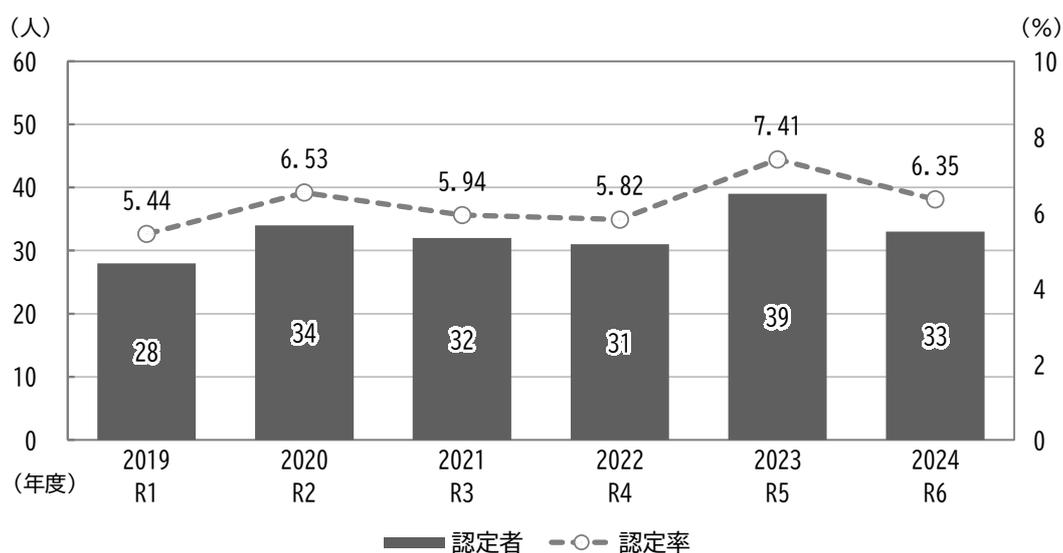
■児童虐待通報件数の推移



資料：川辺町教育委員会

小学生の就学援助認定者数・認定率の推移をみると、増減しながら推移しており、令和6年度では認定者が33人、認定率が6.35%となっています。

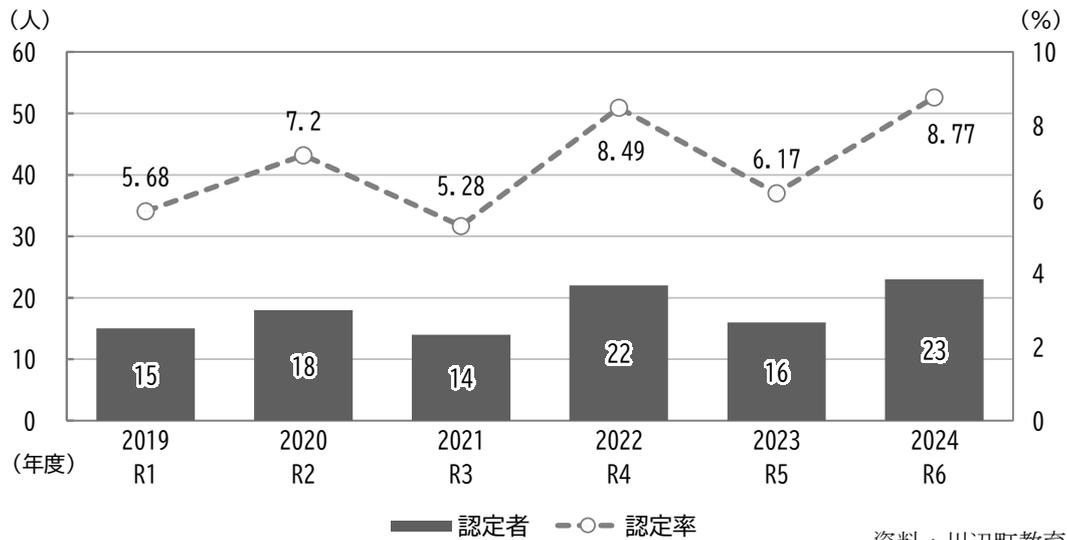
■就学援助認定者数・認定率（小学生）の推移



資料：川辺町教育委員会

中学生の就学援助認定者数・認定率の推移をみると、小学生同様、増減しながら推移しており、令和6年度では認定者が23人、認定率が8.77%となっています。

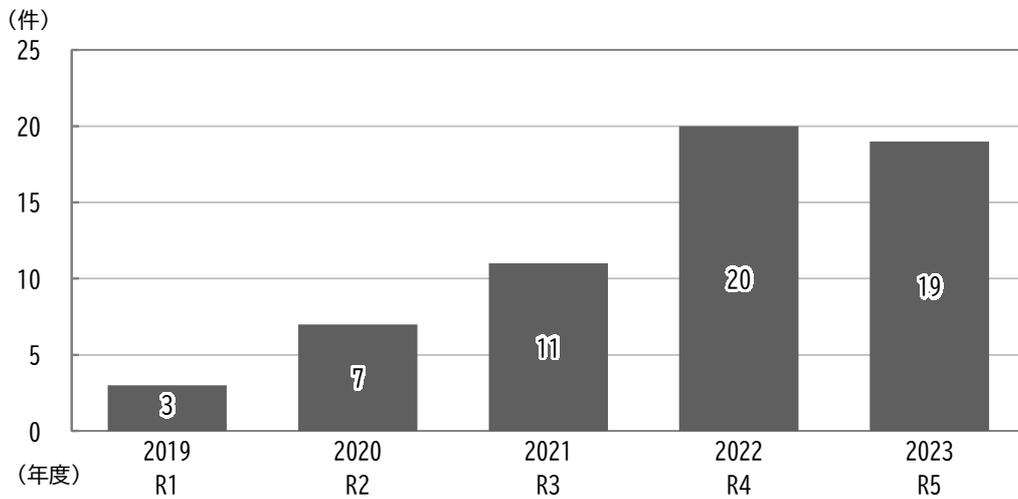
■就学援助認定者数・認定率（中学生）の推移



資料：川辺町教育委員会

いじめ認知件数の推移をみると、増加傾向となっており、令和5年度では19件となっています。

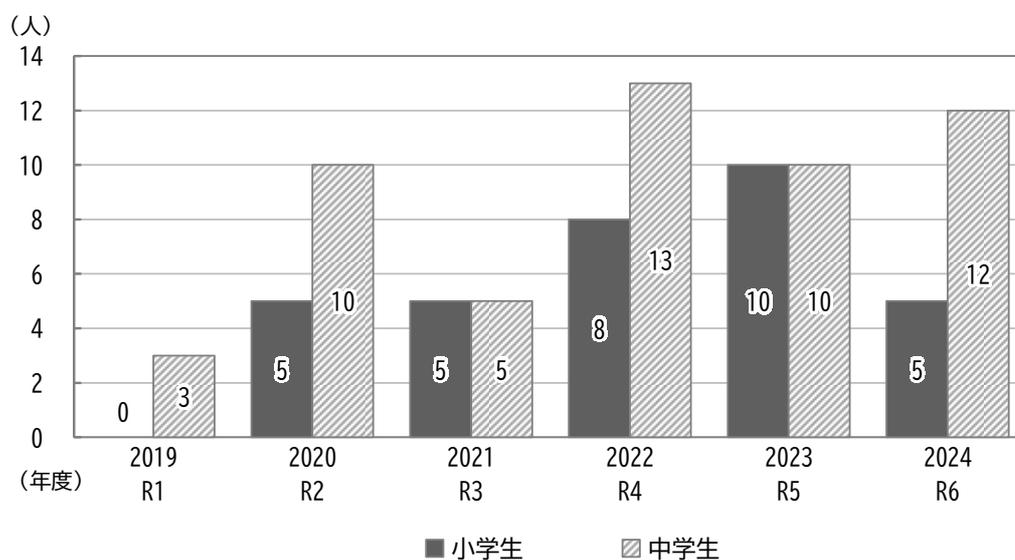
■いじめ認知件数の推移



資料：川辺町教育委員会

不登校児童・生徒数の推移をみると、令和6年度では小学生が5人、中学生が12人となっています。

■不登校児童・生徒数の推移



資料：川辺町教育委員会
※令和元年度から令和5年度：年度末時点の合計値
令和6年度：9月1日時点の数値

2 アンケート結果からみえる現状

本町の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に「川辺町子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」とする。）を実施しました。

① 調査対象

- 調査地域：川辺町全域
- 調査対象：就学前児童保護者全数 ※ただし、就学前児童が2名以上いる世帯は1人とした。
小学生児童保護者全数 ※ただし、小学生児童が2名以上いる世帯は1人とした。

② 調査期間

- 調査期間：令和6年2月21日～令和6年3月11日

③ 回収状況

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	384	180	46.9%
小学生児童の保護者	548	241	44.0%
合計	932	421	45.2%

※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表します。

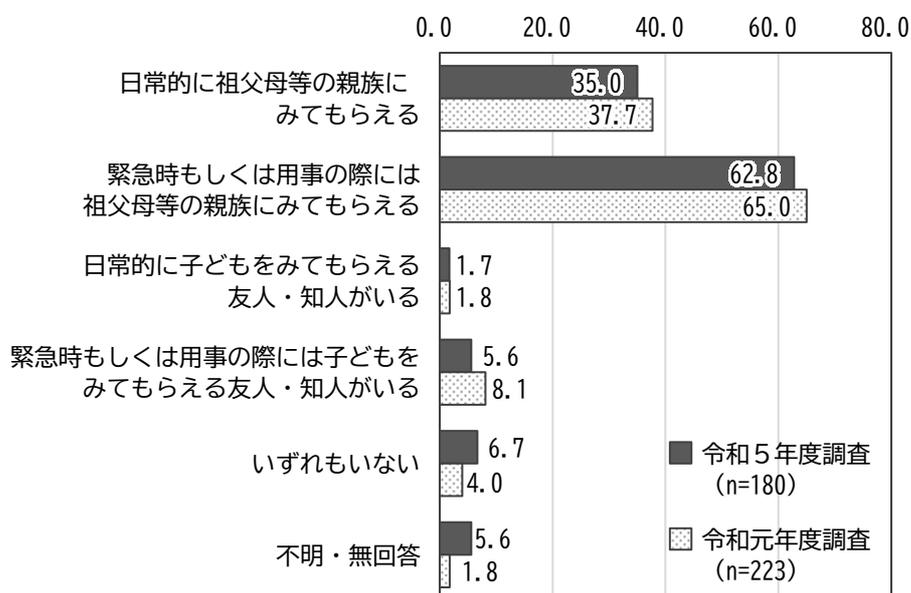
※グラフ中の「就学前児童」は「就学前児童の保護者」を、「小学生児童」は「小学生児童の保護者」を簡略化したものです。

※比較に使用している「令和元年度調査」は、令和元年度に実施した「川辺町子育て支援に関するニーズ調査」を指します。なお、今回の調査結果は、「令和5年度調査」と表記しています。

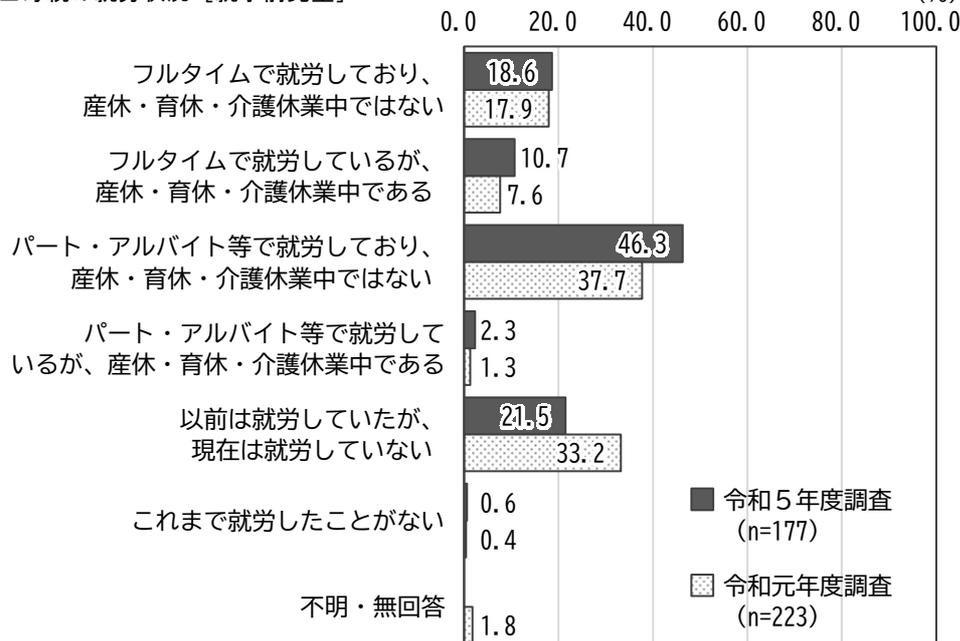
(1) 子どもと家族の状況について

- 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の状況は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が62.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が35.0%となっています。また、令和元年度調査と比較すると「いずれもない」が6.7%とやや高くなっています。
- 母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.3%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.5%となっています。
- 令和元年度調査と比較すると、働く母親は増えていますが、日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人がいる保護者の割合は減少しています。

■日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の状況 [就学前児童] (%)

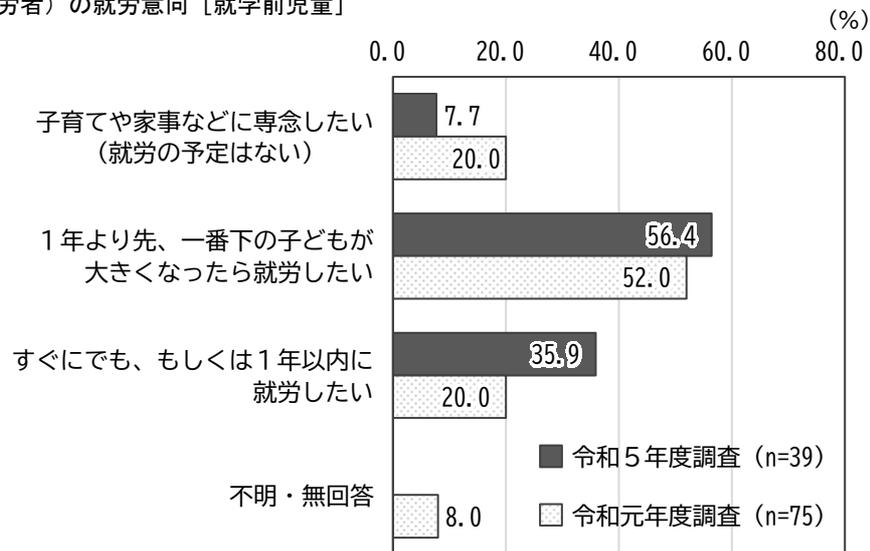


■母親の就労状況 [就学前児童] (%)



○母親（未就労者）の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」が56.4%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が35.9%となっています。

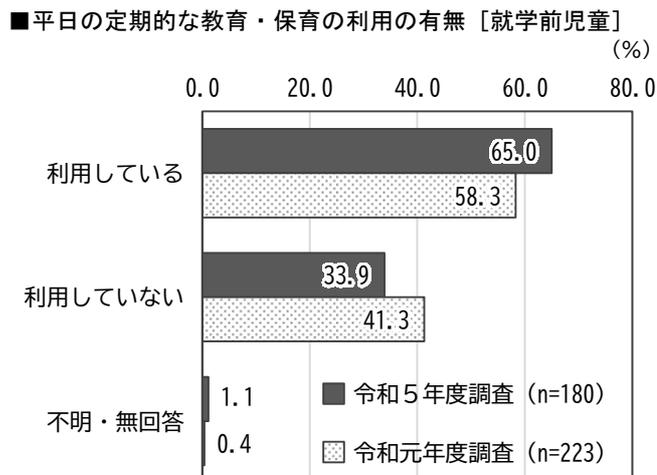
■母親（未就労者）の就労意向〔就学前児童〕



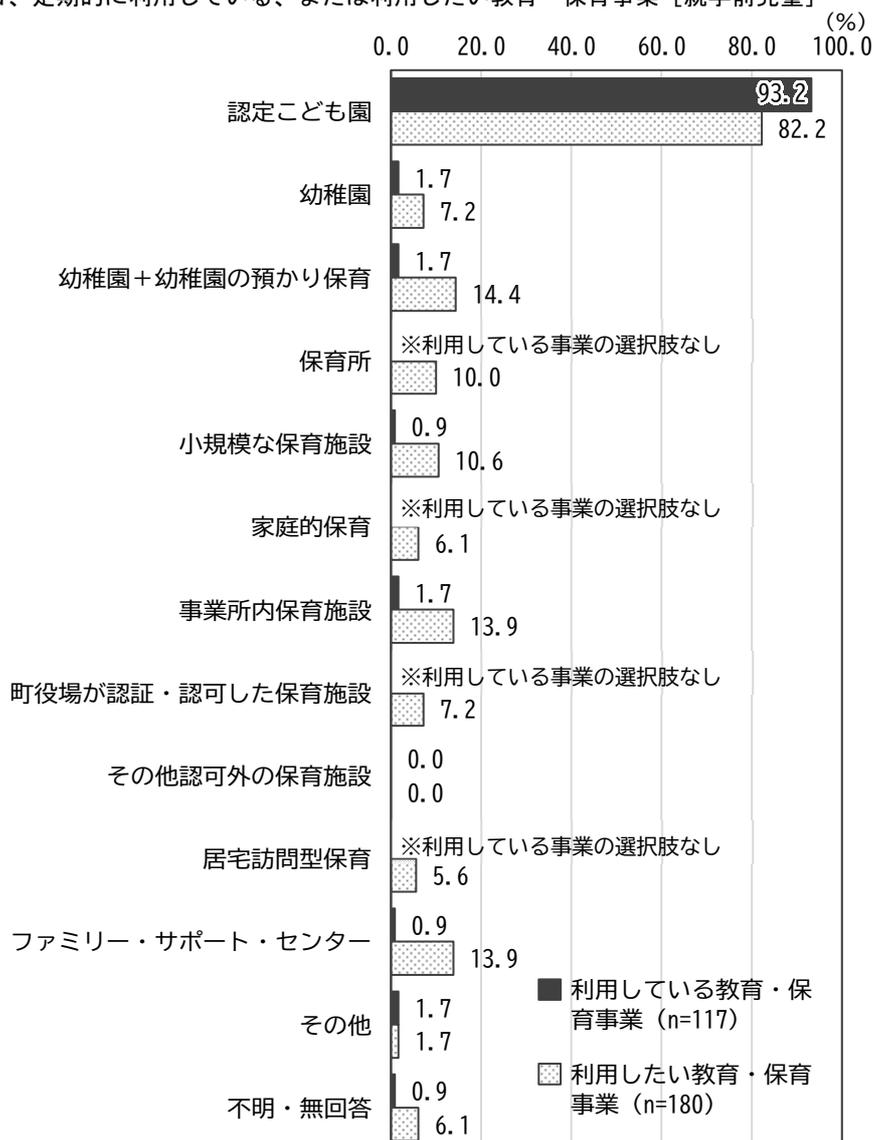
※令和5年度調査は「不明・無回答」を除いた集計結果を掲載。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

- 平日の定期的な教育・保育の利用の有無は、「利用している」が65.0%、「利用していない」が33.9%となっています。令和元年度調査と比較すると、「利用している」がやや高くなっています。
- 平日、定期的にご利用している教育、保育事業は、「認定こども園」が93.2%と最も高くなっています。利用したい教育・保育事業と比較すると、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」「事業所内保育施設」「ファミリー・サポート・センター」でそれぞれ10ポイント以上、利用希望が高くなっています。



■平日、定期的にご利用している、または利用したい教育・保育事業 [就学前児童] (%)



○平日、定期的に利用したい教育・保育事業を令和元年度調査と比較すると、「事業所内保育施設」が13.9%と8.5ポイント高くなっています。

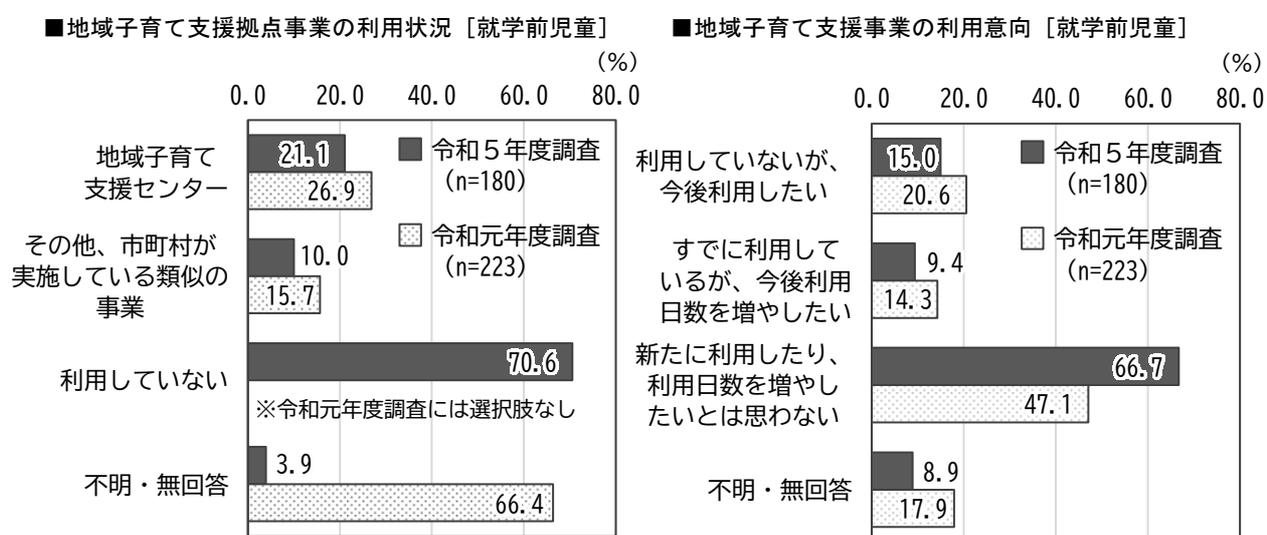
■平日、定期的に利用したい教育・保育事業 [就学前児童]



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

○地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援センター」が21.1%、「その他、市町村が実施している類似の事業」が10.0%、「利用していない」が70.6%となっています。令和元年度調査と比較すると「地域子育て支援センター」の利用は減少しています。

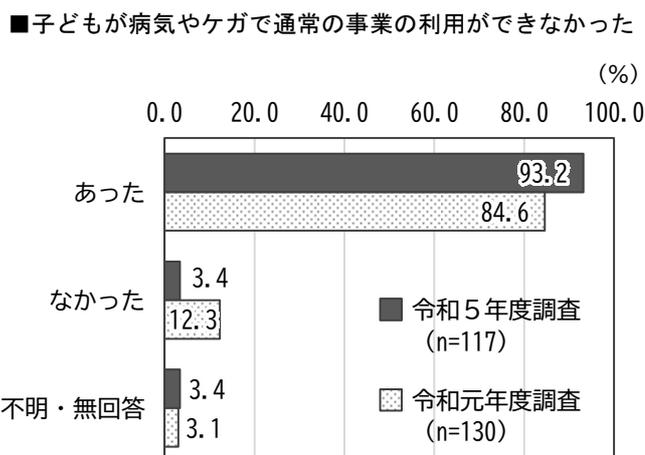
○地域子育て支援事業の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が15.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が9.4%となっています。令和元年度調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」とともに減少しています。



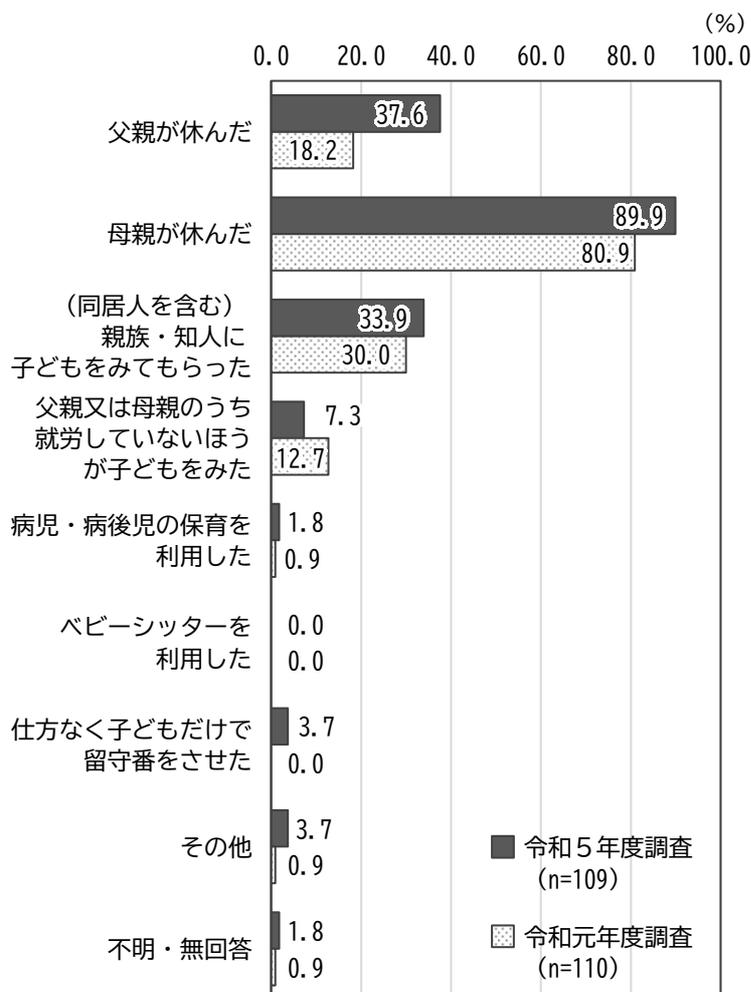
(4) 病気等の際の対応について

○子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無は、「あった」が93.2%、「なかった」が3.4%となっています。令和元年度調査と比較すると、「あった」が8.6ポイント高くなっています。

○子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応は、「母親が休んだ」が89.9%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が37.6%となっています。令和元年度調査と比較すると、「父親が休んだ」が19.4ポイント高くなっています。



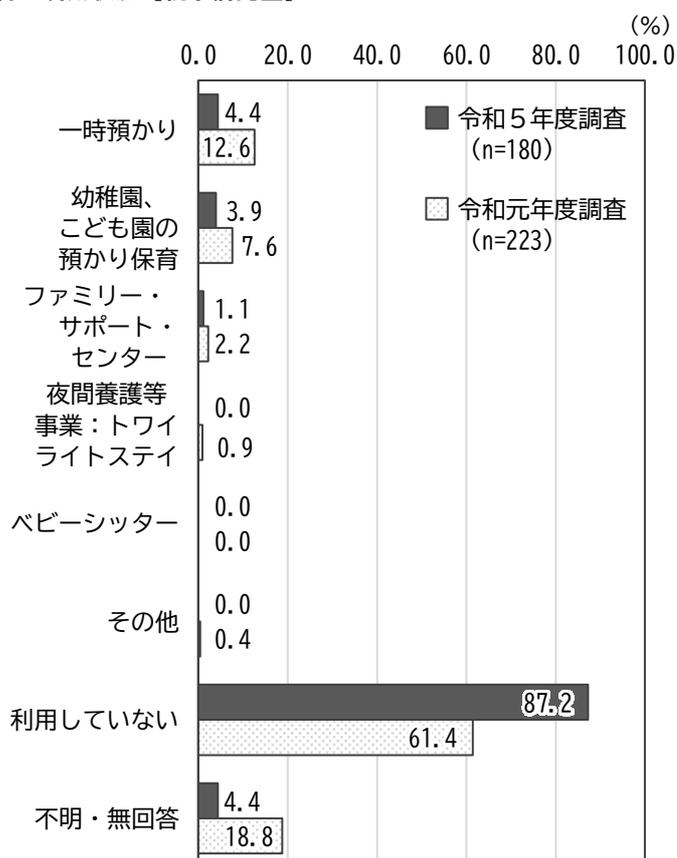
■子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応 [就学前児童]



(5) 一時預かり等の利用状況について

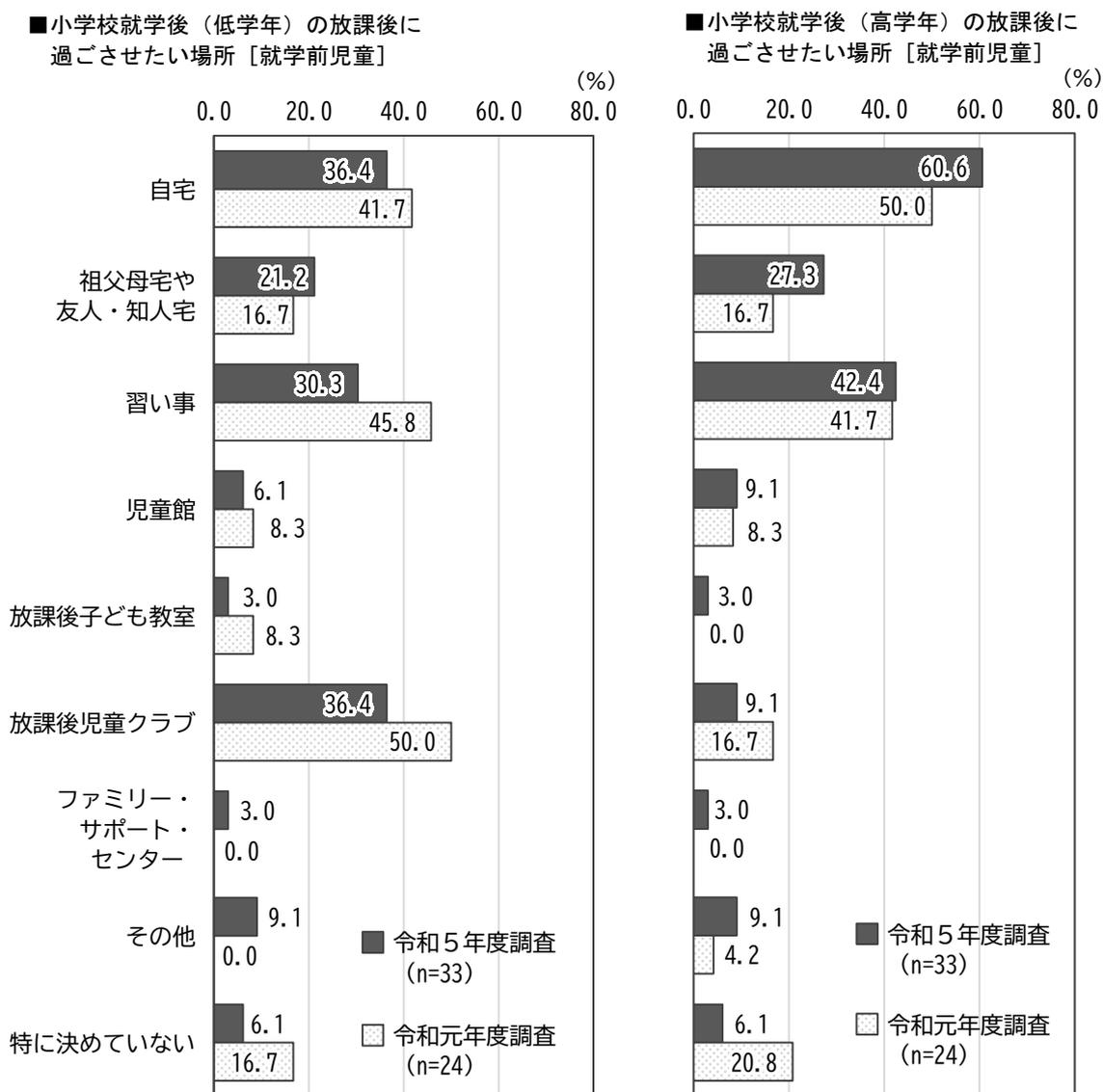
○不定期の教育・保育の利用状況は、「利用していない」が87.2%と最も高く、次いで「一時預かり」が4.4%となっています。令和元年度調査と比較すると「利用していない」が25.8ポイント高くなっています。

■不定期の教育・保育の利用状況〔就学前児童〕



(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

- 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所は「自宅」「放課後児童クラブ」がそれぞれ36.4%と最も高く、次いで「習い事」が30.3%となっています。令和元年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」が4.5ポイント高くなっています。
- 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が60.6%と最も高く、次いで「習い事」が42.4%となっています。令和元年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」が10.6ポイント高くなっています。



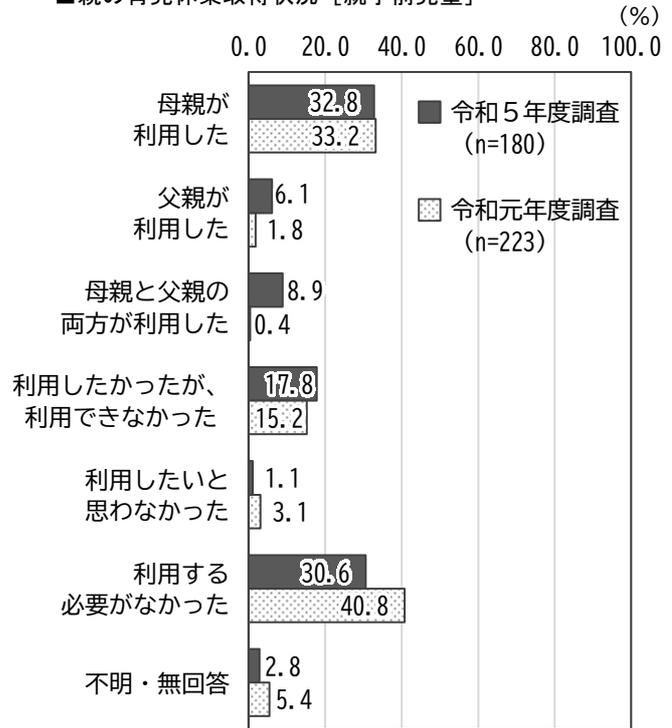
※「不明・無回答」を除いた集計結果を掲載。

(7) 育児休業制度の利用状況について

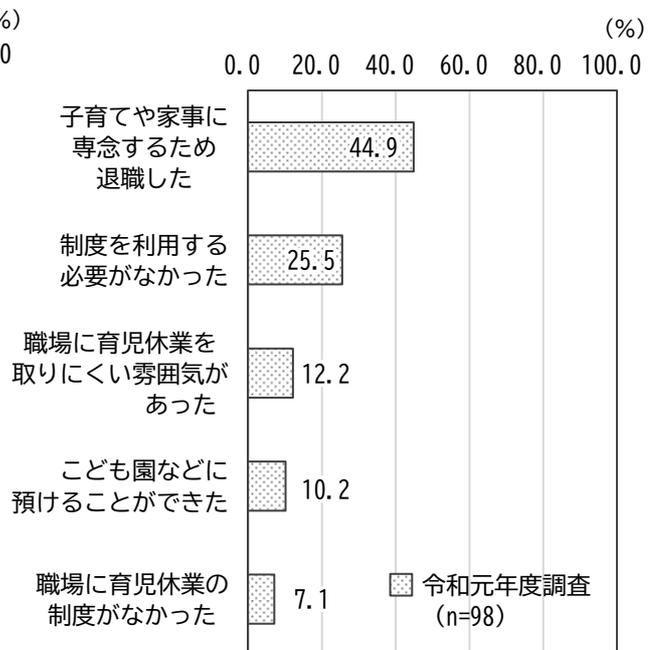
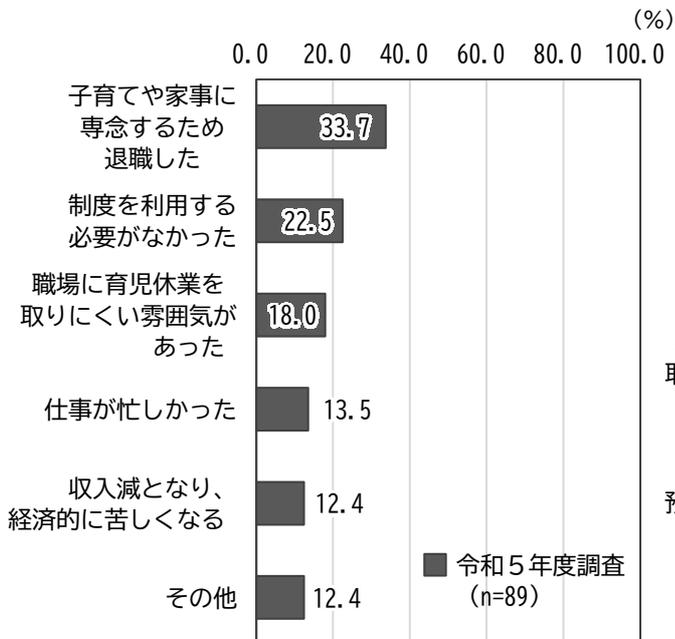
○親の育児休業取得状況は、「母親が利用した」が32.8%と最も高く、次いで「利用する必要がなかった」が30.6%となっています。令和元年度調査と比較すると、「父親が利用した」が4.3ポイント、「母親と父親の両方が利用した」が8.5ポイント高くなっています。

○育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するために退職した」が33.7%と最も高く、次いで「制度を利用する必要がなかった」が22.5%となっています。令和元年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が上位5位に入っています。

■親の育児休業取得状況〔就学前児童〕



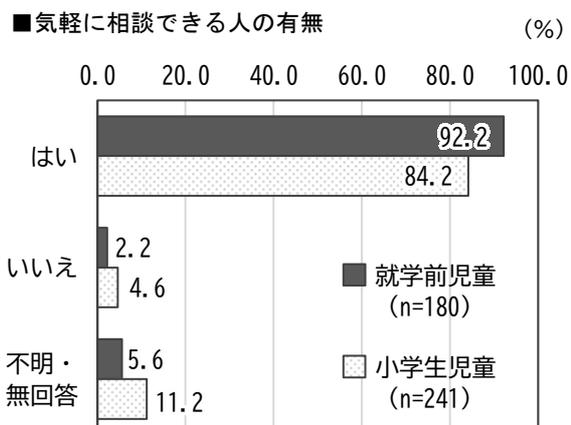
■育児休業を取得していない理由 ※上位5位〔就学前児童〕



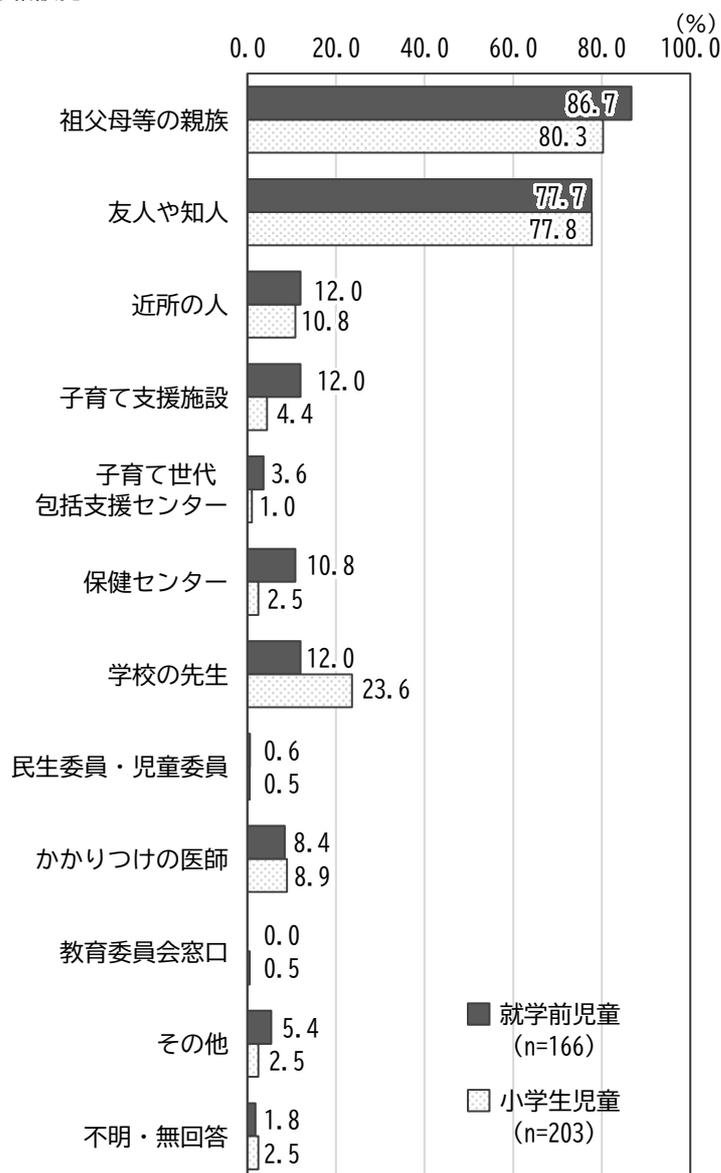
(8) 相談の状況について

○気軽に相談できる人がいるかは、「はい」(いる)が就学前児童で92.2%、小学生児童で84.2%となっています。

○気軽に相談できる人がいると回答した方の相談先は、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっています。就学前児童では、「子育て支援施設」「子育て世代包括支援センター」「保健センター」が小学生児童より高くなっています。小学生児童では、「学校の先生」が就学前児童より高くなっています。



■気軽に相談できる相談先

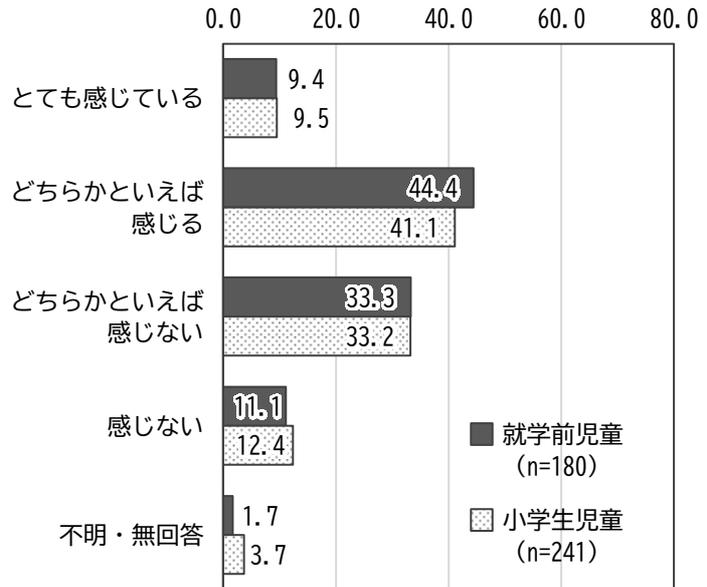


(9) 子育て全般について

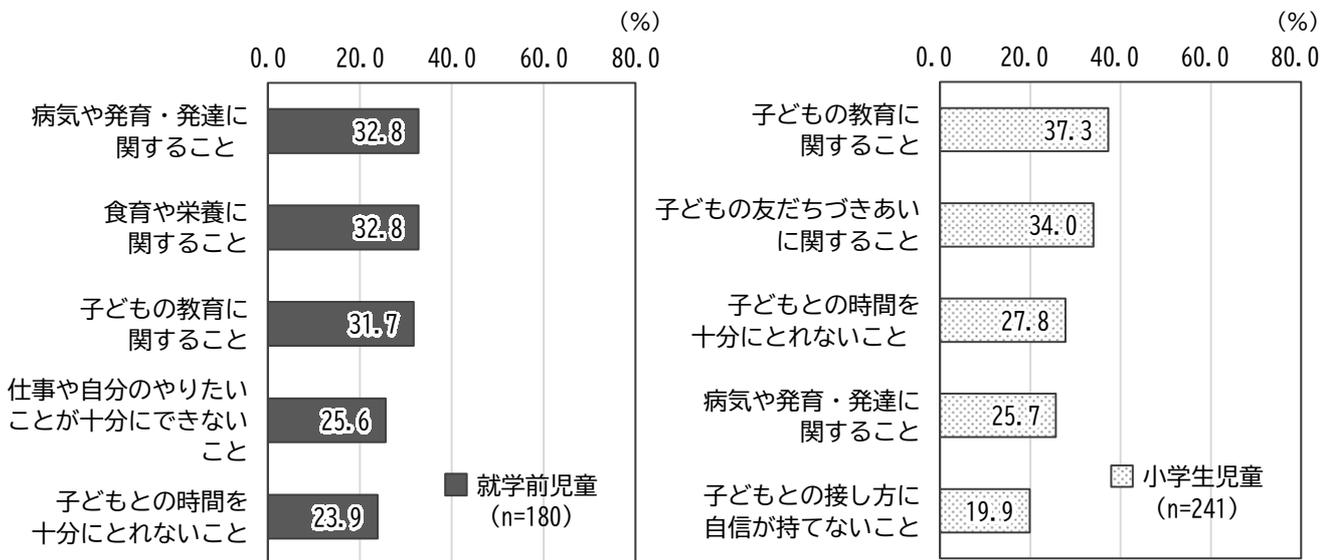
○子育てに関する不安感や負担感
は、就学前児童で『感じる』(「とても感じている」+「どちらかといえば感じる」)が53.8%、『感じない』(「感じない」+「どちらかといえば感じない」)が44.4%となっています。小学生児童では、『感じる』が50.6%、『感じない』が45.6%となっています。

○子育てに関して日頃悩んでいることや気になっていることは、就学前児童で「病気や発育・発達に関すること」「食育や栄養に関すること」がそれぞれ32.8%と最も高くなっています。小学生児童では、「子どもの教育に関すること」が37.3%と最も高く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が34.0%となっています。「病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」「子どもとの時間を十分に取れないこと」は就学前児童、小学生児童ともに上位5位に入っています。

■子育てに関する不安感や負担感 (%)

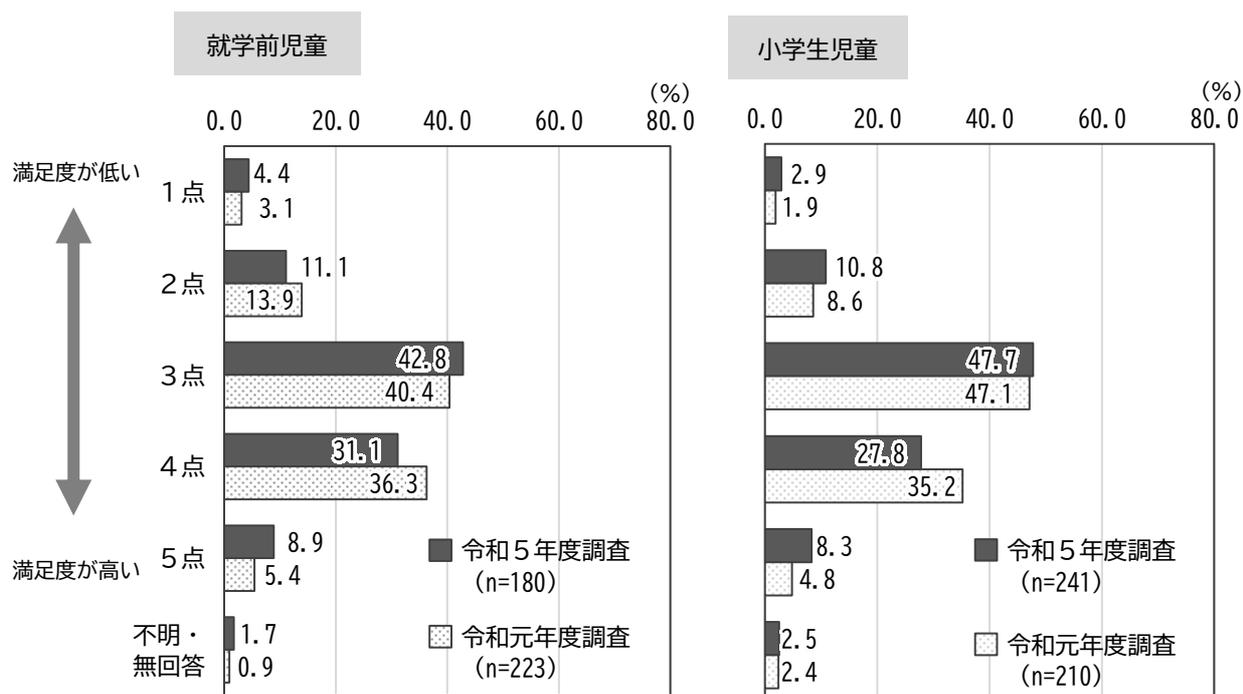


■子育てに関して日頃悩んでいることや気になること ※上位5位



○地域における子育て環境や支援の満足度は、就学前児童、小学生児童ともに「3点」がそれぞれ最も高くなっています。令和元年度調査と比較すると、就学前児童では「2点」「4点」が低くなっており、「1点」「5点」がやや高くなっています。小学生児童では、「1点」「2点」「5点」がやや高くなっており、「4点」が低くなっています。

■地域における子育て環境や支援の満足度



3 第2期計画の評価

第2期計画の各取り組みについて、関係各課に進捗状況を確認し、評価を行いました。概要は以下のとおりとなっています。

■評価の仕方

A	順調に進んでいる	B	おおむね順調だが、改善の余地あり
C	事業の大幅な改善が必要	D	実施していない

(1) 全体評価

第2期計画全体の評価結果は、A評価（順調に進んでいる）が76.1%、B評価（おおむね順調だが、改善の余地あり）が15.5%、C評価（事業の大幅な改善が必要）が0.0%、D評価（実施していない）が8.5%となっています。

基本施策ごとにみると、ほとんどの基本施策でA評価が半数を超えている一方で、一部、D評価が1割程度みられます。

■第2期計画の評価

基本目標	基本施策	事業数	評価(%)			
			A	B	C	D
1 子どもがのびのび育つまちづくり	(1)子育て意識の高揚	1	0.0	0.0	0.0	100.0
	(2)子どもの人権擁護と相談体制の充実	8	83.3	16.7	0.0	0.0
	(3)子どもの健やかな成長を支える教育・保育の推進	12	92.3	7.7	0.0	0.0
2 子どもを楽しく育てるまちづくり	(1)仕事と子育ての両立支援	11	66.7	25.0	0.0	8.3
	(2)配慮を必要とする家庭への支援	11	72.7	18.2	0.0	9.1
3 子どもを地域で育てるまちづくり	(1)安全・安心な生活環境の整備	5	66.7	22.2	0.0	11.1
	(2)身近な地域における交流活動の推進	11	76.9	7.7	0.0	15.4
合計		59	76.1	15.5	0.0	8.5

(2) 基本施策ごとの評価

基本目標1－(1) 子育て意識の高揚

【実施状況】

- ・赤ちゃんふれあい体験事業は、新型コロナウイルス感染症の流行により事業を中止しました。また、出生数の減少により乳幼児学級の人数が減ったことでふれあい体験の実施が困難となっています。

【課題】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できず、D判定となりました。実施方法を見直してふれあいを持つことができる機会づくりが必要です。

基本目標1－(2) 子どもの人権擁護と相談体制の充実

【実施状況】

- ・児童虐待の早期発見に向けて、進行管理ケース会議や個別ケース検討会議を実施し、関係機関での情報共有等を行っています。
- ・子どもの人権尊重の啓発推進に向けて、学校での道徳教育や人権擁護委員の講話、人権集会の開催などを行い人権意識の高揚を図っています。
- ・いじめ対策として、いじめアンケート、SOSの出し方授業、QU検査等を実施しているほか、スクールカウンセラーを配置し対応にあたっています。また、「いじめ連絡協議会」を発足し、関係機関との連携を図っています。
- ・不登校児童生徒への対応として、相談室登校などにより登校を促す体制を整えています。
- ・情報モラル教育として、SNSや通信型ゲーム等の利用に関する注意喚起や情報モラルのガイドラインの配布等を行っています。
- ・乳児家庭全戸訪問事業は、訪問不可の場合も母子との面談を行い全家庭の乳児の健康確認を行いました。養育支援訪問事業では、支援が必要な家庭に支援プランを作成し、訪問等の支援を行っています。子育て世代包括支援センター事業では、関係機関と連携しながら支援を実施しています。

【課題】

全体的に順調に進んでいる取り組みが多くなっている一方でB判定に該当した情報モラル教育の充実において、学校での取り組みは順調に進んでいますが、家庭や地域への波及が不十分であり、様々な機会を活用して家庭や地域への情報モラル教育の浸透を図る必要があります。

基本目標1－(3) 子どもの健やかな成長を支える教育・保育の推進

【実施状況】

- ・学校教育の充実に向けて、川辺町の特色を生かした体験型の教育や一人一台タブレット端末やデジタル教科書の導入など情報教育にも力を入れています。また、こども園での教育・保育の充実に向けて、各種教室や保育教諭の研修などを実施し、質の向上に努めています。さらに、心の教育の推進において、道徳教育などを通じて他者を思いやる心を育てています。
- ・家庭教育学級等の充実に向けて、家庭教育講演会や親子の愛着や信頼関係を深める活動を行っています。また、毎月第3日曜日を「家族の日」とし、ポスター等で親子のふれあいの重要性について啓発しています。
- ・障がいの早期発見や障がい児の発達、教育相談等を各関係機関と連携しながら進めています。

【課題】

多くの取り組みが順調に進んでいますが、B判定となった児童発達支援事業（おおぞら教室）の推進において支援の充実を図るため、事業所化を進めています。職員の資格取得や人材確保、認可取得などを行う必要があります。

基本目標2－(1) 仕事と子育ての両立支援

【実施状況】

- ・保育サービスの充実に向けて、保育教諭の研修受講での資質向上や、保育支援システム（コドモン）の導入など保護者の利便性や保育業務の効率化を図っています。
- ・低年齢児保育や延長保育、一時預かり保育等を実施し、保護者の負担軽減に努めています。
- ・障がい児保育の推進に向けて、保健センター、おおぞら教室、こども園、教育委員会が連携し、加配判定会議を行い、支援が必要な園児に適正に加配保育教諭が配置されるよう取り組んでいます。
- ・子育てしやすい職場環境の整備として、商工会と情報共有することにより、商工会を通じて企業に対し職場環境の改善を周知しています。また、「育休退園」を廃止し、仕事と子育ての両立を支援しています。
- ・男女共同参画社会の理念の普及について、男女がともに家庭と仕事を分かち合える生活や社会を築くため、各方面において、男女共同参画の理念のもと普及・啓発を行いました。
- ・放課後児童クラブについて、利用者が増加する夏休み期間等は中央公民館にて児童クラブを増設しました。

【課題】

B判定に該当した低年齢児保育の充実においては、未満児保育のニーズが高まっており、保育教諭の確保や保育の効率化を図る必要があります。

また、国の進める「こども誰でも通園制度」に関して、検討する必要があります。さらに、ファミリー・サポート・センター事業において、年度により利用件数にばらつきがあるため、サポートと利用会員双方のバランスがとれるよう、提供会員の確保に向けた周知が必要です。

B判定に該当した子育てしやすい職場環境の整備においては、直接企業に働きかけることが難しく、商工会等と連携して効果的な育児休業の取得促進や職場環境整備の啓発が必要です。

基本目標2－(2) 配慮を必要とする家庭への支援

【実施状況】

- ・乳幼児医療費の公費負担制度や不妊治療助成、妊婦健康診査の助成など経済的負担の軽減に努めました。
- ・地域療育のためのネットワークの充実に向けて、保健センター、おおぞら教室、こども園で緊密に連携し、対象児の早期発見・早期対応に努め、必要な支援に結び付けています。また、家族支援の充実として、家庭訪問や育児相談、ぷらっと相談、おおぞら教室やこども園での個別面談を通して個別の発達課題に応じた相談指導を実施しています。
- ・ひとり親家庭への経済的支援について、該当するひとり親家庭の医療費について、岐阜県内であれば窓口で現物給付、岐阜県外であれば申請をもって償還払いで対応しています。また、ひとり親家庭への子育て支援の実施については、ファミリー・サポート・センター事業で対応できるようにしています。
- ・児童扶養手当給付事業や要保護・準要保護児童生徒への就学援助を通じ、支援が必要な子育て家庭への支援を行っています。
- ・子どもの学習支援事業として、要保護・準要保護家庭の生徒、ひとり親世帯の生徒、学習塾に通っていない生徒を対象に「地域未来塾」を実施しています。
- ・実費徴収に係る補足給付事業は、利用者がいなかかったため、実施していません。

【課題】

全体的に順調に進んでいる取り組みが多くなっていますが、B判定に該当したひとり親家庭への子育て支援において、ショートステイ事業では施設の定員に余裕がなく、利用希望に添えない状況にあるため、他施設への委託などの検討が必要です。また「地域未来塾」において、参加者が年々減少している状況ですが、居場所を必要とする中学生のために継続的に実施できるよう取り組みの啓発強化や内容の充実が必要となります。

基本目標3－（1） 安全・安心な生活環境の整備

【実施状況】

- ・安全な遊び場の維持・管理に向けて、公園等の遊び場の年1回の遊具の点検、月1回の定期パトロールの実施を行っています。
- ・交通安全対策の充実として、関街道線、下川辺石神線の歩道新設事業を実施するとともに、中学校入学時にヘルメットを支給しています。
- ・こども園、小・中学校のバリアフリーの推進として、必要なバリアフリー化や安全対策（転落防止など）を講じています。

【課題】

全体的に順調に進んでいる取り組みが多くなっていますが、子育てバリアフリーの推進がD判定となり、バリアフリー化が必要な施設の検討及びバリアフリー化が必要となります。

基本目標3－（2） 身近な地域における交流活動の推進

【実施状況】

- ・ITを活用した情報提供として、川辺町教育ポータルサイトや子育て支援アプリ、すぐメール等を活用し情報発信を実施しています。
- ・子育て支援センターの充実として、令和6年度からは、子育て支援センターを「地域子育て相談機関」とし、こども家庭センターとの連携を強化しました。
- ・子育て世代包括支援センター「ぷらっと」において、妊娠期から保健センター、地域の子育て機関、こども園、小中学校と情報共有し、連携した支援を実施しています。また、子ども家庭総合支援拠点の設置として、子育て世代包括支援センターの職員や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで、すべての子ども・家庭の相談に対応しました。特に、児童虐待や不登校・ひきこもりについての相談対応・支援につなげることができました。
- ・園庭開放は、新型コロナウイルス感染症の影響で中断していましたが、令和5年度より月1回のペースで再開しています。
- ・児童館活動の推進や子どもの地域活動・ボランティア活動の充実、こども園地域活動事業の実施は、新型コロナウイルスの影響もあり中断していたものもありますが、徐々に再開しています。
- ・地域健全育成活動の推進として、子どもの活躍の場を増やすために、子どもたちの主張を発表する場として「青少年育成のつどい（主張大会）」を開催しています。また、中学生の実践発表としてピースフォーラムやダボ市派遣の発表を行っています。さらに、青少年育成町民会議地区活動部会の青少年地区推進員が中心となり、各地区でふれあい活動の実施などを行っています。

【課題】

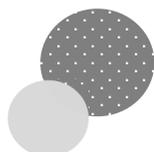
B判定に該当したITを活用した情報提供においては、子育て支援アプリの登録数に伸び悩みがあり、子育て家庭が情報を得やすい手段を検討していく必要があります。

D判定に該当した地域で子育てを支えるための体制整備においては、民生委員・児童委員が、新型コロナウイルス感染症の影響により、各関係機関との連携がとれなかったため、今後各関係機関との連携を再構築し、支援の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本理念、基本目標

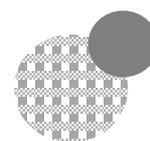
1 基本理念

本計画では、「すべての子どもが、みんなの手で、健やかに育まれるまち、『川辺』」を基本理念として、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備するとともに、これからの本町を担う子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望の持てるまちを目指します。



基本理念

すべての子どもが、みんなの手で、
健やかに育まれるまち、『川辺』



2 基本的な視点

本計画は、以下の3つの視点を持って取り組みを推進します。

(1) 子どもの視点

子どもの健やかな成長と発達が保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため、あらゆる取り組みにおいて子どもの視点を踏まえます。

(2) すべての子どもと家庭への切れ目のない支援の視点

地域社会全体が、子どもと子育て支援への理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たし、すべての子どもと家庭への切れ目のない支援の仕組みづくりを整えます。

(3) 喜びを実感できる安心・安全な子育ての視点

子どもと子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の量と質の充実により、子育てに対する悩みや不安を解消し、安心して子育てに取り組むことができ、子育てに伴う喜びを実感できる環境を整えます。

3 基本目標

(1) 子どもの人権擁護と相談体制の充実

子どもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、すべての子どもの人権が守られ、いじめや虐待などを防止する取り組みや悩みを抱える子どもがひとりで抱え込まないように相談体制の充実を図ります。

(2) 子どもの健やかな成長を支える教育・保育の推進

子どもが本町や社会の将来を支え、たくましく生きる力を身につけるための教育・保育の充実を図ります。

(3) 子育て支援の充実

子育て家庭の環境が子どもの育ちに大きな影響を与えることから、子育て家庭の不安や悩みを解消し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

(4) 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

すべての子ども・子育て家庭が安心して暮らせるように、配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援の充実を図ります。

(5) 安全・安心な生活環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して地域で暮らすために、地域全体で子ども・子育て家庭を見守り支える環境づくりを推進します。

(6) 身近な地域における交流活動の推進

子どもや子育て家庭が地域と交流できる場づくりや地域資源を生かした総合的な子育て支援体制を推進します。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
すべての子どもが、みんなの手で、健やかに育まれるまち、『川辺』	基本目標1 子どもの人権擁護と 相談体制の充実	① 子育て意識の高揚 ② 児童虐待防止対策の充実 ③ いじめ・不登校児童等の対応の充実 ④ 子どもの不安や悩み等への対応
	基本目標2 子どもの健やかな成長を 支える教育・保育の推進	① 教育・保育の質的向上 ② 家庭の教育力の向上 ③ 障がい児の早期療育・教育体制の充実 ④ 総合的な放課後対策の充実
	基本目標3 子育て支援の充実	① 多様な保育サービスの充実 ② 安心して子育てできるための支援の充実 ③ 子育て支援に関する情報提供と場所の確保 ④ 働きやすい職場環境の整備
	基本目標4 配慮を必要とする 子ども・子育て家庭への支援	① 経済的負担の軽減 ② 障がい児家庭への支援 ③ ヤングケアラー支援の充実 ④ ひとり親家庭の自立支援の充実 ⑤ 子どもの貧困対策の充実
	基本目標5 安全・安心な生活環境の 整備	① 子どもの遊び場の充実 ② 子どもの安全の確保 ③ 子育てバリアフリーの環境整備
	基本目標6 身近な地域における 交流活動の推進	① 地域での子どもの居場所づくり ② 地域との交流機会の充実

第4章 施策の展開

基本目標 1 子どもの人権擁護と相談体制の充実

現状・課題

- 国では、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、こども基本法及び子どもの権利条約に則り、すべての子ども・若者が等しく身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けての取り組みが進められています。「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもの成長、権利が等しく保障される地域づくりが必要です。
- 本町では、幼少期からの男女共同参画教育や虐待防止対策、いじめ・不登校への対応等を進めていますが、依然として、いじめ認知件数、不登校児童生徒数ともに一定数存在しています。子どもの人権を害することなく、一人ひとりが尊重され、尊厳をもって成長できるよう、関係機関との連携や教育現場での啓発の強化が必要です。

施策の方向性① 子育て意識の高揚

幼少期から男女平等の意識の醸成に努め、男女が支え合って社会を担っていくことの大切さや、子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発を進めます。また、次代の親となる世代が、将来子どもを生み育てたいと思えるよう、乳幼児と交流できる機会の提供に努めます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
1	男女共同参画意識の醸成	こども園や学校等において、男女がそれぞれの特性を認め合い、人間として平等に扱う男女平等教育の推進と、家庭における男女平等教育の促進、育児環境への配慮を保護者へ働きかけます。	教育支援課
2	乳幼児とのふれあい体験	核家族化・少子化により、乳幼児とふれあう機会が少なくなっている思春期の子どもたちに、家庭科の授業での保育体験など乳幼児とふれあう機会を通じて、生命の尊さ、育児の喜びを学べるよう取り組みます。	教育支援課

施策の方向性② 児童虐待防止対策の充実

関係機関との情報共有など連携強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応のために子どもに関わる機関や地域に対して児童虐待防止活動の啓発を行います。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
3	被虐待児童の早期発見	要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、個別ケース検討会議等あらゆる機会を活用するとともに関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。	教育支援課
4	子どもの人権尊重の啓発推進	学校、こども園、青少年育成町民会議、人権擁護委員、その他関係団体が連携を図り、子どもの人権尊重に関して総合的に支援していきます。また、家庭教育講演会として家庭への啓発を強化します。	教育支援課 住民課 生涯学習課

施策の方向性③ いじめ・不登校児童等の対応の充実

いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、学校と保護者及びその他の関係機関との連携強化を推進します。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
5	いじめ、不登校児童等の対応の充実	いじめアンケートやSOSの出し方授業、QU検査等を実施し、いじめの早期発見や悩みを抱える児童生徒への支援に努めます。また、スクールカウンセラーの配置や不登校児童生徒には相談室登校を促すなどの体制整備を行います。	教育支援課
6	情報モラル教育の充実	いじめやトラブルの要因となり得るスマホ、メール、SNS等の利用に対応できるよう、情報モラル教育を充実します。道徳の授業や長期休暇前の学級活動などを通じてメール、LINEの使い方、課金や詐欺、闇バイトへの注意喚起などを行います。また、関係団体の協力を得て、家庭や地域への波及に努めます。	教育支援課

施策の方向性④ 子どもの不安や悩み等への対応

子どもが困った時、悩んだ時に、いつでも相談できるよう、身近に相談できる環境を整備します。また、相談体制について、子どもに対する啓発を強化するなど子どもが相談しやすくなる体制の充実を目指します。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
7	精神的な不安や悩みを持つ児童生徒への対応	Q U検査やアンケートを通じて、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応に努めます。また、スクールカウンセラーや教育相談員、教育委員会内の「教育相談電話」等を通じて、児童生徒や保護者からの相談を受ける体制を整えます。さらに、中学校における「いのちの授業」で保健センターと連携し自殺防止対策の啓発と相談機関の周知を行います。	教育支援課

基本目標 2 子どもの健やかな成長を支える教育・保育の推進

現状・課題

- 将来を担う子どもが健やかに成長するため、切れ目ない教育・保育の推進や質の向上が必要です。
- 本町で実施したニーズ調査では、子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについて「子どもの教育」が上位5位に挙げられており、教育・保育の質の向上及び家庭での教育力向上のための支援が求められています。

施策の方向性① 教育・保育の質的向上

子どもにとって、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、子どもの育ちを保障していくため、こども園、学校が連携した質の高い教育・保育を提供し、子どもの健全育成の推進を図ります。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
8	学校教育の推進	本町の特色を生かした、里山登山、カヌー教室、ボート体験などを通じて教育の充実や郷土愛の醸成を図ります。また、一人一台のタブレット端末やデジタル教科書の活用など情報教育を推進します。	教育支援課
9	こども園での教育・保育の充実	教育・保育内容の充実と保育教諭の資質向上に努めます。	教育支援課
10	心の教育の推進	学校、こども園等において、高齢者・障がい者・乳幼児等との交流機会、道徳教育等を通して、他者を理解し、他者を思いやる心を培う教育・保育を推進します。	教育支援課

施策の方向性② 家庭の教育力の向上

子育てを行っている親が持てる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てを行っていただけるよう、家庭の子育て力、教育力を強化するための支援や地域環境づくりを進めます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
11	家庭教育学級等の充実	家庭教育の充実を図るため、青少年育成町民会議家庭部会と連携した「家庭教育講演会」の開催、「乳幼児学級」での生きる力の基盤となる親子の愛着や信頼関係を深める活動の実施、ボランティアとの協働による子育て情報誌の発行などを行います。	生涯学習課
12	各機関との連携	学校、こども園、おおぞら教室、保健センターなどと連携し、支援が必要な子どもを早期発見し、必要な情報や支援、サービスなどが受けられるよう努めます。	教育支援課
13	親子のふれあいの推進	「家庭の日」の意義をPRし、家庭において親子が十分にふれあえる機会を多く持つことの重要性について訴え、その啓発に努めます。青少年育成町民会議家庭部会による各小中学校、こども園を対象とした「家庭の日啓発図画・ポスター」の募集や掲示を通じ、家庭の日の啓発を行います。	生涯学習課

施策の方向性③ 障がい児の早期療育・教育体制の充実

各成長段階での健康診査や相談を通して、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、障がいのある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
14	障がいの早期発見、相談の充実	乳幼児健診時におおぞら教室の職員の発達相談を受けられる体制を整え、保護者の育児不安の軽減や障がい児の早期発見、早期療育につなげるための健診事業の充実に努めます。	教育支援課 健康福祉課
15	障がい児教育の推進	保健センター、おおぞら教室、こども園で連携し、指導・訓練を行います。また、小中学校においても、特別支援学級、通級教室に必要な学校支援員を配置し、障がい児教育の充実に努めます。	教育支援課
16	盲・ろう・特別支援学校教育との連携	可茂特別支援学校をはじめとした各種特別支援学校と連携を図り、障がいのある子どもの状態や保護者の意向を踏まえた上で、障がいのある子どもが必要な教育を受けられるよう努めます。	教育支援課
17	児童発達相談事業の推進	保健センター、おおぞら教室、こども園、学校等の関連機関などで相談を実施し、連携、情報共有をすることで、障がいのある子どもやその保護者が必要な支援を受けられるようにします。	教育支援課
18	児童発達支援事業（おおぞら教室）の推進	ことばの発達や発育に遅れや偏りのみられる子どもに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。また、施設の事業所化に向けて必要な職員の資格取得などを進めます。	教育支援課

施策の方向性④ 総合的な放課後対策の充実

子どもが安全・安心に放課後を過ごすことができるよう、関係機関と協議し、子どもたちの放課後の遊びと学びの場が充実するよう検討します。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
19	放課後児童クラブの充実	利用者が増加する夏休み等の長期休暇期間は、待機児童を発生させないように努めます。夕方 19 時までの保育について、今後のニーズを踏まえて検討し、放課後児童クラブの充実に努めます。また、小学校の統廃合を見据え、放課後児童クラブの今後の在り方を検討します。	教育支援課

基本目標 3 子育て支援の充実

現状・課題

- 女性の社会進出による共働きの増加などを背景に保育サービスのニーズは多様化しています。子どもを育てながら、仕事にも専念できる支援サービスや環境の整備が求められます。
- 本町で実施したニーズ調査では、母親の就労状況は「パート・アルバイト等で就労している」と回答した割合が最も高く、就労していない母親の就労意向は「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内就労したい」といった就労意向が高くなっています。
- 今後も共働き世帯の増加が見込まれることから、時間帯や申請など柔軟に対応できる保育サービスや、一時預かりや病後児保育等の預かり保育サービスの充実が求められます。

施策の方向性① 多様な保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、低年齢児保育、一時預かり保育、病後児保育のサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保等、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
20	保育サービスの充実	良好な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、特色ある保育の実施に努めます。また、保育教諭への研修等の充実を図る等、資質の向上に努めます。さらに、町内すべてのこども園で保育支援システム（コドモン）を導入し、保護者の利便性や保育業務の効率化を図ります。	教育支援課
21	低年齢児保育の充実	引き続き町内3か所のこども園において低年齢児保育を実施します。また、増加する低年齢児保育のニーズに対応できるよう、保育教諭の確保や保育の効率化を図ります。	教育支援課

No.	事業名	事業概要	担当課
22	延長保育の充実	早朝保育、19時までの延長保育を実施し、保護者の就労等を支援します。また、必要保育教諭数の確保や業務の効率化、処遇改善も同時に推進し、保育士等の負担軽減を図ります。	教育支援課
23	一時預かり保育の充実	保護者の冠婚葬祭や育児疲れからのリフレッシュなどを目的に一時預かり保育を拡充します。	教育支援課
24	ファミリー・サポート・センター事業	定住自立圏事業により、美濃加茂市、加茂郡の自治体と共同でファミリー・サポート・センター事業を実施します。円滑な事業運営と支援の充実を図るため、サポート・利用会員双方のバランスの良い会員の確保のため周知に努めます。	教育支援課
25	障がい児保育の推進	こども園に通う障がいのある子どもに対して適切な援助ができるように努めます。また、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受ける等、適切な対応に努めます。	教育支援課
26	保育施設等の整備・保守	幼児教育・保育施設については、教育・保育環境向上のため、施設整備・保守を計画的に実施します。また、少子化に対応できるよう、こども園の統合を検討します。	教育支援課
27	子育て短期支援事業の実施	保護者が疾病・育児疲れ等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合に、児童養護施設等において一定期間、児童を預かります。	教育支援課
28	病児・病後児保育の実施	町内に対象施設はありませんが、近隣市町と協定を締結し、家庭保育できない病気（あるいは回復期）の子どもを預けられる体制を整備します。	教育支援課

施策の方向性② 安心して子育てできるための支援の充実

こども家庭センター「ぷらっと」での相談体制を整え、子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門外または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制の充実に努めます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
29	乳幼児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、療育についての相談を行います。	教育支援課 健康福祉課
30	養育支援訪問事業	乳幼児や児童の療育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師等が家庭訪問し、指導助言を行うことで虐待の発生予防に努めます。	教育支援課
31	こども家庭センター事業	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届け出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要に応じて支援プランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。また、利用者支援事業として教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を総合的に行うとともに、子どもや保護者が、円滑に各種サービスを利用できるようにします。	教育支援課
32	産後ケア事業	出産後、自宅または宿泊先の委託施設で、助産師による子どものケアや授乳指導等の母親のケア、育児相談等を行い、育児を支援するための産後ケア事業を実施します。	教育支援課
33	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や不安を抱いている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を実施することで、健全な親子関係の形成に向けた支援に努めます。	教育支援課

施策の方向性③ 子育て支援に関する情報提供と場所の確保

子育て家庭へ子育てに関する情報を提供するとともに、地域における交流の場や地域の団体や関係機関との連携強化に努めます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
34	ICTを活用した情報提供	川辺町教育ポータルサイト、子育て支援アプリ「すくすくかわっこ」、「すぐメール」等を活用し、子育て情報の提供やメールによる相談等に対応できるよう努めます。また、アプリの登録者増加のため普及啓発に努めます。	教育支援課 健康福祉課
35	地域子育て相談機関の充実	川辺町子育て支援センターをすべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関として定め、こども家庭センターと連携を強化し、相談体制の一体化を図ります。また、多様な子育て支援環境に対応するため、相談を受けてサポートプランの作成を行うなど支援の充実を図ります。	教育支援課
36	子ども家庭総合支援拠点の設置	「川辺町こども家庭センター」を設置し、職員や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで、すべての子ども・子育て家庭の相談に対応します。	教育支援課 健康福祉課
37	園庭開放の推進	こども園において、定期的に園庭開放を行います。家庭で子育てをする親子の遊びや異年齢児との交流、親同士の交流、子育て相談の場として、今後も一層の拡大に取り組みます。	教育支援課
38	地域で子育てを支えるための体制整備	子育てサークルの育成・支援に努め、地域住民による子育て支援活動の推進を図ります。	教育支援課 健康福祉課
39	乳幼児学級の実施	同年代の子を育てる保護者が集まり、情報交換や親子のふれあい、仲間づくりの場になるような活動を推進します。	生涯学習課

施策の方向性④ 働きやすい職場環境の整備

子育て家庭が仕事と育児を両立できるよう、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進するとともに男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
40	子育てしやすい職場環境の整備	商工会を通じて企業に対し職場環境の改善等を周知します。また、「育休退園」を廃止し、仕事と子育ての両立支援を行います。	教育支援課 産業環境課
41	男女共同参画社会の理念の普及	男女がともに家庭と仕事を分かち合える生活や社会を築くために、学校、こども園等における保護者を対象にした事業、生涯学習等の社会教育での事業、子育て支援センター、保健センター等での男女共同参画意識の普及・啓発を行います。	企画課

基本目標 4 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

現状・課題

- 貧困や障がい、ひとり親家庭など子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえて、子育てに関する配慮を必要とする子どもや子育て家庭に対する包括的な支援体制の強化を図る必要があるとされています。また、近年問題視されているヤングケアラーは、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげていく必要があります。また、経済的不安・孤立を抱くことなく、健康で、ゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。
- 本町では、ひとり親家庭は一定数存在しており、ひとり親家庭の子どもや生活に困窮する家庭の子どもが格差を感じることなく、等しく学びの機会が得られるよう子ども・子育て家庭への一層の支援が必要です。

施策の方向性① 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、妊娠、産後に係る費用の負担や子どもの医療費の助成を行います。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
42	乳幼児医療費の公費負担制度の継続	18歳の年度末までの児童等、医療費の公費負担を継続し、児童らの健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	住民課
43	妊婦健康診査の実施	妊婦健診に係る費用を助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図ります。また産婦健康健診、1ヵ月健康診査、新生児聴覚検査にも費用の助成を行い、出産後の母子の健康をサポートします。	健康福祉課

施策の方向性② 障がい児家庭への支援

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図ります。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
44	地域療育のためのネットワークの充実	保健センター、おおぞら教室、こども園と緊密に連携し、対象児の早期発見・早期対応に努め、必要な支援につなぎます。	教育支援課 健康福祉課
45	家族支援の充実	家庭訪問等を通じて個別的な相談・指導に努めます。また、障がいに対する住民の理解や協力を得るための啓発等の活動に努めます。	教育支援課 健康福祉課
46	医療的ケア児支援	医療的ケア児の通園希望に適切に対応できるよう、体制整備に努めます。	教育支援課 健康福祉課

施策の方向性③ ヤングケアラー支援の充実

子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいヤングケアラーについて、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげていきます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
47	ヤングケアラー関係機関との連携	ヤングケアラーの早期発見・把握を行うとともに必要な支援につなげることができるよう、福祉・介護・医療・教育等の関係者間の情報共有を推進します。	教育支援課
48	教職員等への啓発	ヤングケアラー早期発見のため、日頃から子どもと長い時間を過ごす教職員等がヤングケアラーについての理解を深め、適切な支援へつなげるよう啓発や情報提供に努めます。	教育支援課
49	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐように努めます。	教育支援課

施策の方向性④ ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や岐阜県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立できるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
50	ひとり親家庭への経済的支援の推進	ひとり親家庭に対する医療費の助成や、生活の自立を支援するための就業・生活資金や子どもの就学資金等を貸し付ける母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用等を促進し、経済的な支援に努めます。	住民課
51	ひとり親家庭への子育て支援の実施	ファミリー・サポート・センター事業やショートステイ事業において、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を図ります。また、ショートステイ事業は、施設の定員に余裕がなく、里親への委託も念頭に調整を進めます。	教育支援課

施策の方向性⑤ 子どもの貧困対策の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されるようながないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
52	児童扶養手当給付事業	所得に応じて、ひとり親等の世帯に対して児童扶養手当を支給します。また、ひとり親世帯に児童扶養手当の説明を行い、申請等を受け付けます。	住民課
53	子どもの学習支援事業	要保護・準要保護家庭、ひとり親世帯、学習塾に通っていない中学生を対象に「地域未来塾」を開催し、生徒の学習支援に努めます。	生涯学習課
54	実費徴収に係る補足給付事業	新制度未移行幼稚園を利用する子どもの世帯において、一定額以下の収入である場合は、副食費の一部について補助をする補足給付事業を実施します。	教育支援課
55	要保護・準要保護児童生徒への就学援助	経済的に就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費、修学旅行費等の必要な費用を援助します。	教育支援課

基本目標 5 安全・安心な生活環境の整備

現状・課題

- 全国的に子どもが巻き込まれる事故や犯罪が多発しており、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないための対策の強化が喫緊の課題となっています。
- 本町では、公園等の整備やパトロール、交通安全のための活動やヘルメットの支給、通学路点検等を行ってきました。引き続き、子どもが安全・安心に生活できるような生活環境の整備に努めることが重要です。
- また、妊婦や乳幼児がいる家庭等が暮らしやすいよう公共施設や道路等のバリアフリー化を図ってきましたが、引き続き、各所のバリアフリー化を行い妊婦や乳幼児がいる家庭が安全・安心に外出できるような生活環境の整備が必要です。

施策の方向性① 子どもの遊び場の充実

子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、保護者も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
56	安全な遊び場の維持・管理	公園等の遊び場において、子どもたちが安全で安心して遊ぶことのできるよう年に1度遊具の点検を行います。また、月に1度定期パトロールを行い安全な遊び場の維持に努めます。	基盤整備課

施策の方向性② 子どもの安全の確保

子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の児童生徒等に対する交通安全学習を推進します。また、学校やこども園などにおいては、施設整備や防災訓練の実施により、防災力を高めていきます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
57	交通安全対策の充実	子どもを交通事故から守るために、行政、地域、警察、こども園、学校等との連携を強化し、総合的な交通安全活動を進めます。また、地域・家庭内での事故防止に向け、あらゆる場を活用しながら安全啓発に努めます。さらに、中学校入学時にヘルメットを支給し、全町民向けにはヘルメット購入助成を行います。	教育支援課 総務課 基盤整備課
58	通学路の安全確保	通学路交通安全推進協議会において、年に1度通学路合同点検を行うほか、防犯カメラの設置を推進します。また、防犯パトロール（見守り隊）やこども110番の家など地域の協力を得て、継続的に通学路の安全確保を図ります。	教育支援課 総務課 基盤整備課
59	防災の推進	学校等の施設の防災力を高められるよう、資材の備蓄や施設の点検・整備を行います。また、防災訓練等を通じて、子ども達の防災意識を高めます。	教育支援課

施策の方向性③ 子育てバリアフリーの環境整備

公共施設、道路、公園等の整備には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、ベビーカーでの親子連れや、障がい児・者が利用しやすいようバリアフリー化を進めます。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
60	子育てバリアフリーの推進	施設のバリアフリー化に努め、公園内のトイレや多目的室の設置、思いやり駐車スペースの整備、庁舎玄関スロープの改修など誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。	教育支援課 総務課 基盤整備課
61	こども園、小・中学校のバリアフリー推進	支援が必要な園児・児童生徒が利用しやすいよう必要に応じ、こども園、小学校、中学校の施設のバリアフリーを推進していきます。	教育支援課

基本目標 6 身近な地域における交流活動の推進

現状・課題

- こどもまんなか社会の実現のためには、地域で子ども・子育て家庭を支え、見守る環境づくりが必要です。子どもが自宅だけでなく、地域との交流で自己成長ができるよう、地域での子どもの居場所づくりが求められます。
- 全国的に核家族化が進展している状況の中、親族や知人等に相談、頼ることができず孤立感を抱いている子育て家庭が増加しています。
- 本町で実施したニーズ調査では、日常・緊急時に子どもをみてもらえる親族・知人の状況について「いずれもない」が約1割と前回調査より高くなっています。子ども・子育て家庭が孤立することがないように、地域との交流の充実を図ることが重要です。

施策の方向性① 地域での子どもの居場所づくり

学校や放課後児童クラブ以外でも、子どもたちが多様な活動や学習を行うことができる環境をつくるため、地域のコミュニティセンターや児童センター等を活用し、子どもの居場所となる様々な地域活動の活性化を図ります。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
62	子どもの居場所づくり	学習支援や子ども食堂等、居場所の支援につながる事業拡大を図ります。特に子ども食堂事業の充実のため、運営助成事業について検討します。	教育支援課 生涯学習課
63	子ども食堂運営支援事業費補助金	支援が必要な高校生以下の子ども等を対象とした子ども食堂を実施する団体に補助金を交付します。	健康福祉課
64	児童館活動の推進	指定管理者の運営に加え、ボランティア、保護者、住民等の積極的な協力を得て児童館活動の推進に努めます。	教育支援課

施策の方向性② 地域との交流機会の充実

地域全体で子ども・子育て家庭を見守り支える体制の充実に向け、地域で活動する関係団体等と連携した取り組みを推進します。

■主な取り組み

No.	事業名	事業概要	担当課
65	子どもの地域活動・ボランティア活動の充実	町内の単位子ども会が参加し、子どもたちの積極性や協調性を育てるためインリーダー研修会や各単位子ども会へのジュニアリーダーズ派遣を行います。	生涯学習課
66	こども園地域活動事業の実施	こども園において、高齢者との世代間交流や異年齢児交流、子育て家庭育児講座等を開催します。また、交流団体によるカリキュラム、年間計画を立て、ともに育ち合える交流の実施を促進します。さらに、時代に合った地域交流の在り方を模索し充実に努めます。	教育支援課
67	地域健全育成活動の推進	子どもたちの主張を発表する場として「青少年育成のつどい（主張大会）」を開催します。また、中学生においてピースフォーラムやダボ市派遣の実践発表を行い、子どもの活躍の場を増やします。さらに、子どもたちの主張に対して町が取り組んだ活動等の報告等を検討します。	生涯学習課

第5章 量の見込みと確保策

1 教育・保育区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

前回計画では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、町全域を1つの区域とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目

子ども・子育て支援事業計画に定める次の事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

■教育・保育の量の項目

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定 幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭就労時間の短い家庭	3～5歳 (3歳以上児)
	2号認定	保育認定 幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
		保育認定 認定こども園・保育園	ひとり親家庭、共働き家庭	0～2歳 (3歳未満児)
3号認定	保育認定 認定こども園・保育園 地域型保育			
2	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		すべての家庭	0歳6ヶ月～2歳

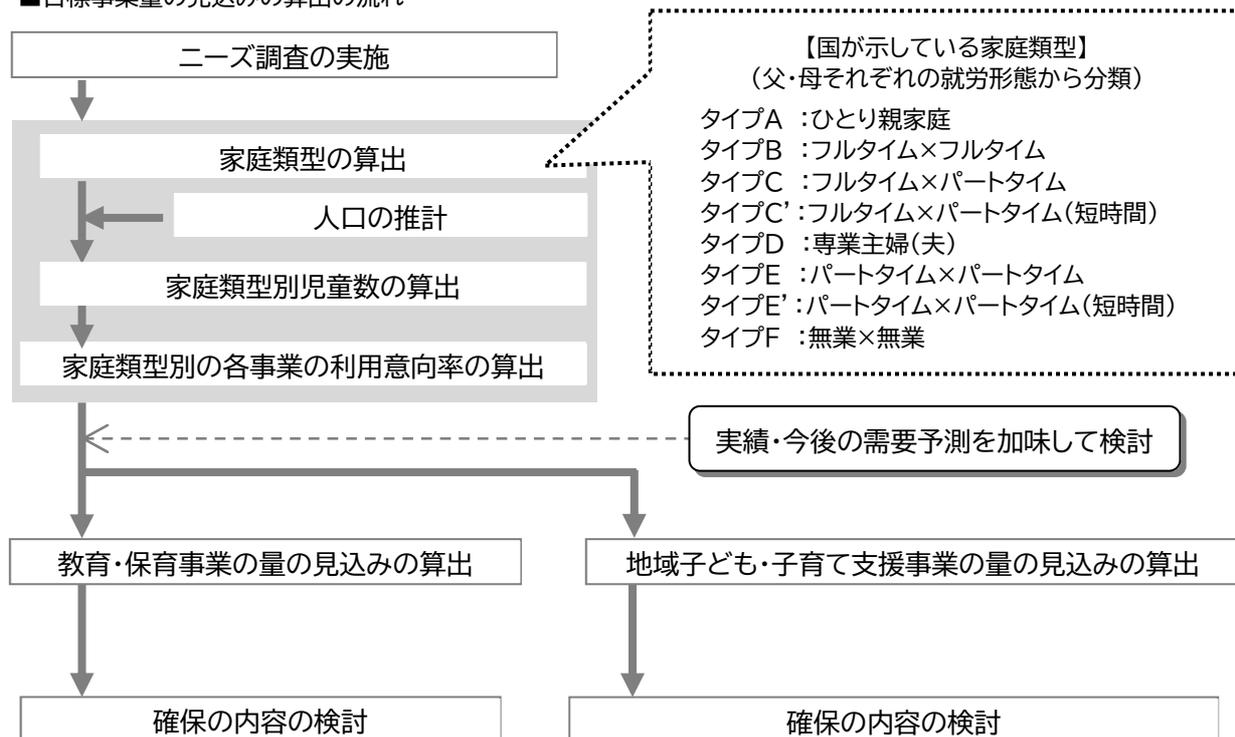
■地域子ども・子育て支援事業の量の項目

	対象事業	対象家庭	調査対象年齢
1	延長保育事業	ひとり親家庭、共働き家庭	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭、共働き家庭	1～6年生
3	子育て短期支援事業 （ショートステイ及びトワイライトステイ）	すべての家庭	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
5	一時預かり事業（認定こども園における一時預かり）	ひとり親家庭、共働き家庭	0～5歳
6	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	ひとり親家庭、共働き家庭	0～5歳 1～6年生
7	ファミリー・サポート・センター事業	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
8	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業【新規】）	すべての家庭	
9	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭	
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得の家庭	3～5歳
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
14	産後ケア事業【新規】	すべての家庭	産後1年未満の母子
15	子育て世帯訪問支援事業【新規】	子育てに困難を抱える家庭	0～17歳
16	児童育成支援拠点事業【新規】	子育てに困難を抱える家庭	6～17歳
17	親子関係形成支援事業【新規】	すべての家庭	0～17歳

(2) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



(3) 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」といい、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

■家庭類型の分類

父親	母親		フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
	ひとり親	ひとり親		120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親	ひとり親	タイプA					
	フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD
パート タイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプE'	
	120時間未満 64時間以上		《保育の必要性あり》				
	64時間未満		タイプC'	《保育の必要性なし》			
	未就労		タイプD			タイプF	

タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成31年から令和6年の4月1日の住民基本台帳の人口を基にコホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	55	54	53	53	52
1歳	63	56	55	54	54
2歳	50	66	58	57	56
3歳	70	56	73	65	64
4歳	59	72	57	74	66
5歳	77	60	72	57	75
6歳	77	80	62	75	60
7歳	91	78	81	63	76
8歳	76	90	78	81	62
9歳	89	77	92	79	82
10歳	95	88	76	92	78
11歳	104	97	89	77	93

※コホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

令和7年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		206人			55人	63人	50人
量の見込み… A		45人	0人	161人	3人	27人	29人
確保量							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	80人	0人	202人	7人	27人	44人
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的保 育、居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計… B		80人	0人	202人	7人	27人	44人
過不足… C = B - A		35人	0人	41人	4人	0人	15人
保育利用率… D = A ÷ 児童数		—			5.5%	42.9%	58.0%

令和8年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		188人			54人	56人	66人
量の見込み… A		41人	0人	147人	3人	27人	38人
確保量							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	80人	0人	202人	7人	27人	44人
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的保 育、居宅訪問型保育、事 業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計… B		80人	0人	202人	7人	27人	44人
過不足… C = B - A		39人	0人	55人	4人	0人	6人
保育利用率… D = A ÷ 児童数		—			5.6%	48.2%	57.6%

令和9年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		202人			53人	55人	58人
量の見込み… A		44人	0人	158人	3人	27人	33人
確保量							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	80人	0人	202人	7人		
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的 保育、居宅訪問型保 育、事業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計… B		80人	0人	202人	7人	27人	44人
過不足… C = B - A		36人	0人	44人	4人	0人	11人
保育利用率… D = A ÷ 児童数		—			5.7%	49.1%	56.9%

令和10年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		196人			53人	54人	57人
量の見込み… A		43人	0人	153人	3人	27人	31人
確保量							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	80人	0人	202人	7人	27人	44人
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的 保育、居宅訪問型保 育、事業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計… B		80人	0人	202人	7人	27人	44人
過不足… C = B - A		37人	0人	49人	4人	0人	13人
保育利用率… D = A ÷ 児童数		—			5.7%	50.0%	54.4%

令和 11 年度

		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が 強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		205人			52人	54人	56人
量の見込み… A		45人	0人	160人	3人	27人	33人
確保量							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	80人	0人	202人	7人	27人	44人
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	－	－	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的 保育、居宅訪問型保 育、事業所内保育等	－	－	－	－	－	－
企業主導型保育事業		－	－	－	－	－	－
認可外 保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	－	－	－	－	－	－
確保量合計… B		80人	0人	202人	7人	27人	44人
過不足… C = B - A		35人	0人	42人	4人	0人	11人
保育利用率… D = A ÷ 児童数		－			5.8%	50.0%	58.9%

今後の方向性

0～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保にあたっては、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、保育教諭の配置変更等、柔軟な受入体制を整備し確保を図ります。また、特定地域型保育事業の整備を図ります。3歳以上の保育ニーズは現行の町内こども園3か所で定員を確保できると思われませんが、今後も保育教諭の人材確保対策の充実等、教育・保育の質の担保・向上を図ります。また、町外の認可外保育所等の利用ニーズにも対応していく必要があります。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

概要

認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、子どもや保護者の心身の状況、養育環境を把握し子育てに対する助言、情報提供等の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	84	84	84	84
0歳	12	12	12	12
1歳	36	36	36	36
2歳	36	36	36	36
確保量… B	84	84	84	84
0歳	12	12	12	12
1歳	36	36	36	36
2歳	36	36	36	36
過不足… B - A	0	0	0	0

今後の方向性

国の指針に従い、令和8年度からの実施に向けて、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

概要

教育・保育認定を受けた子どもの通常の利用時間以外において、こども園において延長保育を実施する事業です。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	85人	85人	85人	85人	85人
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保量… B	85人	85人	85人	85人	85人
過不足… B - A	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

町内こども園3か所で実施しており、延長保育事業対応時間に保育教諭の配置をすることで、教育・保育施設の実利用定員分の提供が可能です。今後も継続して、利用者のニーズを注視しながら事業の充実を図っていきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概要

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	160人	89人	109人	143人	131人
実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

※夏休みなど長期休暇中のみの利用者も計上。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	165人	158人	149人	145人	140人
1年生	39人	39人	32人	38人	32人
2年生	47人	38人	41人	32人	41人
3年生	39人	43人	40人	41人	33人
4年生	12人	11人	13人	11人	11人
5年生	13人	13人	11人	13人	11人
6年生	15人	14人	13人	11人	13人
確保量… B	165人	165人	165人	165人	165人
1年生	40人	40人	40人	40人	40人
2年生	40人	40人	40人	40人	40人
3年生	30人	30人	30人	30人	30人
4年生	20人	20人	20人	20人	20人
5年生	7人	7人	7人	7人	7人
6年生	3人	3人	3人	3人	3人
夏休みのみ	25人	25人	25人	25人	25人
過不足… B-A	0人	7人	16人	20人	25人

今後の方向性

子ども・子育て支援制度では、留守家庭の6年生までの児童を対象に実施することとされており、町としても必要とする児童が利用できるようすべての小学校区に放課後児童クラブを開設し、受け入れ体制を確保しています。また、土曜日・長期休暇を含む利用者ニーズの把握を的確に行い、安定したサービス提供を行っていきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

概要

保護者の疾病、虐待等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日
実施か所数	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	20人/日	20人/日	20人/日	20人/日	20人/日
確保量… B	20人/日	20人/日	20人/日	20人/日	20人/日
過不足… B-A	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日

今後の方向性

現在3か所の施設と委託契約を締結しており、必要に応じた対応ができると考えます。令和5年度までに利用者はありませんが、様々な家庭の状況に対応できるよう、今後も子育て支援の事業の一つとして確保していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

概要

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。川辺町では、子育て支援センターが地域子育て相談機関として、その役割を担っています。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	6,538人	2,173人	1,490人	2,525人	3,940人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	7,000人	7,000人	7,000人	7,000人	7,000人
確保量… B	7,000人	7,000人	7,000人	7,000人	7,000人
過不足… B - A	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

乳幼児の遊びの場であり、保護者の相談・情報を得る場として定着しており、利用ニーズは、現状程度の見込みとなっています。今後も子育て支援事業の一つとして継続し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等、実施内容や活動内容について周知啓発し、より利用しやすい運営に努めます。新型コロナウイルスの影響で利用者数が減少しましたが、令和5年度までに利用者数が回復傾向であることから、第3期計画期間には、コロナ改善の数値になることが予測されます。

(5) 一時預かり事業

概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。川辺町では、第3こども園において、事業を実施しています。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	504人	504人	363人	763人	777人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	723人	704人	711人	696人	709人
実施か所数	1	1	1	1	1
確保量… B	723人	723人	723人	723人	723人
過不足… B - A	0人	19人	12人	27人	14人

今後の方向性

今後も一時預かりへのニーズは高いと予想されますが、令和8年度に開始される「こどもだれでも保育通園制度」との兼ね合いで、利用者の動向は不透明な面があります。利用者ニーズを把握しつつ、各保育施設の体制等を改めて検証しながら事業の拡充を推進していきます。

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

概要

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	5人/日	0人/日	1人/日	4人/日	36人/日
実施か所数	1か所	0か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	50人/日	50人/日	50人/日	50人/日	50人/日
実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保量… B	50人/日	50人/日	50人/日	50人/日	50人/日
過不足… B - A	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日

今後の方向性

町内において病児保育に対応可能な施設がないため、これまでの可児市・坂祝町・八百津町との広域協定により実施します。これに加え令和7年度からは美濃加茂市との協定締結の予定です。

また、保護者の経済的な負担軽減を図るため、多子世帯（3人以上の児童を養育する世帯）の病児・病後児保育の利用料無料化を継続します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	120人	156人	229人	16人	27人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	75人	75人	75人	75人	75人
就学前児童	50人	50人	50人	50人	50人
小学生	25人	25人	25人	25人	25人
確保量… B	75人	75人	75人	75人	75人
就学前児童	50人	50人	50人	50人	50人
小学生	25人	25人	25人	25人	25人
過不足… B-A	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

みのかも定住自立圏事業として行っています。

核家族やひとり親家庭等のサポートが必要な家庭は常にあり、今後も事業の必要性があることから、ニーズに対応できるよう事業を実施します。

また、急な依頼に対応できる体制づくりや、必要に応じて事前に登録を勧める等、見通しを持った利用ができるよう進めていきます。

(8) 利用者支援事業

概要

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保量… B	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足… B-A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

■ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	165回	162回	159回	159回	156回
確保量… B	165回	162回	159回	159回	156回
過不足… B-A	0回	0回	0回	0回	0回

今後の方向性

こども家庭センターで事業を実施しています。今後も、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、子育て支援ネットワークの拠点として体制を充実していきます。

また、妊婦等に対して面談やその他の措置により、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行う妊婦等包括相談支援事業は保健センター保健師等の専門職で実施します。妊婦やその家族の様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげられるよう体制の整備に努めます。

(9) 妊婦健康診査事業

概要

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	736 人	638 人	599 人	612 人	697 人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	693 人	680 人	631 人	668 人	655 人
確保量… B	693 人	680 人	631 人	668 人	655 人
過不足… B - A	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

今後の方向性

健診費用の助成により適切に医療機関受診ができているため、今後は受診結果による保健指導の充実を検討します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

概要

保健師または訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問の上、育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	63件	44件	35件	44件	45件

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	55件	54件	53件	53件	52件
確保量… B	55件	54件	53件	53件	52件
過不足… B - A	0件	0件	0件	0件	0件

今後の方向性

遠方への里帰りが長期間になる対象者について、乳児期に利用できるサービス（里帰り先での予防接種等）の検討が必要と考えられます。また、継続的に支援が必要なケースについては、こども家庭センターが主となり、保健センターと連携しながら対応していきます。

(11) 養育支援訪問事業等

概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	21件	14件	10件	9件	15件

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	30件	30件	30件	30件	30件
確保量… B	30件	30件	30件	30件	30件
過不足… B - A	0件	0件	0件	0件	0件

今後の方向性

特定妊婦等、養育支援が特に必要であると判断した家庭が増えてきています。今後も専門的な相談指導・助言等を行いながら、切れ目のない支援を行っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概要

子育てのための施設等、利用給付認定を受け、幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行）を利用している子どものうち、所得が一定未満の額である世帯や多子世帯の負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、園で提供される給食費の一部を補助する事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	1人	1人	1人	1人	1人
確保量… B	1人	1人	1人	1人	1人
過不足… B - A	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

所得が一定未満の額である世帯等の負担軽減のため、継続して実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築する事業です。

現状

町内のこども園、児童クラブとも全て公立であり、特別な支援が必要な児童の受入れについても、費用の補助等はありません。

量の見込みと確保方策

現在のところ事業者等の参入の計画などはなく、見込量等の計上はしないものとします。

今後の方向性

今後、新規事業者の参入があった場合には、状況に応じて対応します。

(14) 産後ケア事業

概要

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援する事業です。

現状

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数	0件	0件	10件	6件	15件

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	30人	30人	30人	30人	30人
確保量… B	30人	30人	30人	30人	30人
過不足… B-A	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

利用者の満足度が高い事業となっているため、周知を行い、利用の拡大を図ります。訪問型と宿泊型に加え、通所型を実施し、利用しやすい体制を整備していきます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	5人	10人	10人	10人	10人
確保量… B	5人	10人	10人	10人	10人
過不足… B-A	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

子育て世帯にニーズが高いと予想されるため、実施に向けて体制を整備していく必要があります。

(16) 児童育成支援拠点事業【新規】

概要

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	5人	5人	5人	5人	5人
確保量… B	5人	5人	5人	5人	5人
過不足… B-A	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

事業が実施できる見通しが立っていませんが、こども食堂や学習支援事業等と連携し支援していきます。

(17) 親子関係形成支援事業【新規】

概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み… A	5人	5人	5人	5人	5人
確保量… B	5人	5人	5人	5人	5人
過不足… B-A	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

事業が実施できる見通しが立っていませんが、保護者が集まる機会を利用しポピュレーションアプローチとして集団教育を実施していきます。また、事業の実施に向けて近隣市町村と協議しながら実施体制の整備を図ります。

6 教育・保育の一体的提供及び推進

(1) 認定こども園の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。本町では、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情と施設整備状況を踏まえ、平成29年度より3つの公立保育所を認定こども園へ移行しています。

今後も保護者のニーズを把握し、保護者の就労状況等に対応できる体制の整備を図ります。

(2) 保育教諭等の資質向上のための支援

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要です。質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、保育教諭等の合同研修等に対して支援を行います。

(3) 幼保・小連携の推進

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、認定こども園と小学校との連携を推進します。

本町では、小学校区ごとに1箇所こども園がある特性を生かし、入学前児童の情報連携、入学体験、学校教諭の園見学など緊密に連携を図ってきました。今後も各学校・こども園との連絡・調整を積極的に進め、幼保小連携教育を継続実施し、円滑な接続に向けての接続カリキュラムや教育・保育内容の工夫を図るとともに、職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を推進します。また、就学に向けてこども園の園児と小学生児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解等、積極的な連携を図ります。

(4) 教育・保育施設、地域型保育事業等の役割と連携

認定こども園、地域型保育事業等は、相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られます。広域利用で町外の地域型保育事業等を利用した子どもが、切れ目なく適切に教育・保育給付、子育てのための施設利用給付等を受けることができるよう、関係機関との十分な情報共有及び連携を行い支援の充実を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 岐阜県との連携

必要に応じて岐阜県が有する特定子ども・子育て支援施設等の運営状況、監査状況等の情報を提供するよう依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することで、子育てのための施設利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

第6章 計画の進行管理

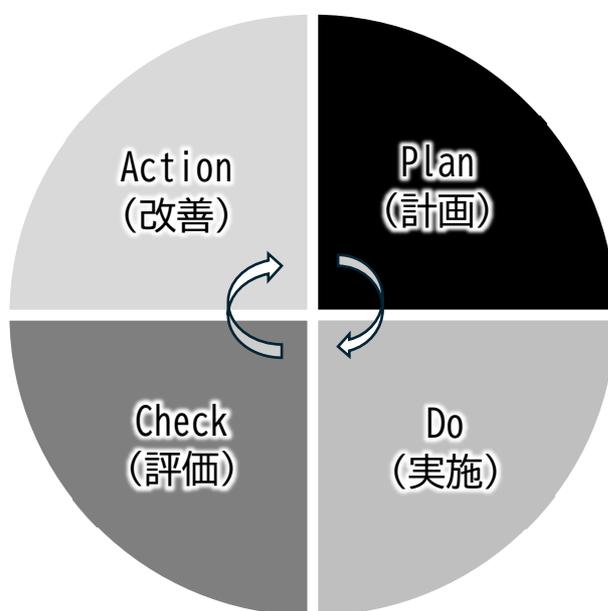
1 計画の達成状況の点検及び評価

計画の適切な進行管理を進めるため、町内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「川辺町子ども・子育て会議」にて施策の実施状況について検証し、計画の見直しや施策の改善、充実につなげていきます。

また、毎年度取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

さらに、教育・保育事業の見込み量及び確保方策は、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ



2 国・県等との連携

計画に取り上げる取り組みについては、町が単独で実施する取り組みの他に、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

資料編

1 川辺町子ども・子育て会議設置条例

川辺町子ども・子育て会議設置条例

平成 27 年 3 月 20 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 本町は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、川辺町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(会議の運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

2 川辺町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
高井 祐作	こども園保護者(川辺町第1こども園保護者会長)	
松下 勝	小学校保護者(川辺東小学校PTA会長)	
井上 さよ子	学識経験者	
大脇 朋子	公営こども園(川辺町第2こども園)	
川上 二郎	小学校長(川辺北小学校)	副会長
土屋 文子	母子保健推進員	
坪内 崇	民営こども園長(川辺町第3こども園)	
大脇 香美	教育委員	
櫻井 愛里子	主任児童委員	
長谷川 哲	教育長経験者	会長

3 策定経過

開催日時	検討内容
令和6年2月21日 ～3月11日	「子育て支援に関するニーズ調査」実施 就学前児童保護者（配布384通 回収180通 回答率46.9%） 小学生児童保護者（配布548通 回収241通 回答率44.0%）
令和6年10月17日	令和6年度 第1回川辺町子ども・子育て会議 ・第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和6年11月29日	令和6年度 第2回川辺町子ども・子育て会議 ・第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和6年12月23日 ～令和7年1月22日	第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画策定に係る 意見募集（パブリックコメント）実施
令和7年2月6日	令和6年度 第3回川辺町子ども・子育て会議 ・パブリックコメント結果について ・第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画（案）について

4 用語解説

あ行

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

医療的ケア児

日常生活を営むために人工呼吸器の装着等の医療を要する状態にある障害のある子どものこと。

か行

核家族

一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族構成のこと。

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子どもを保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

加配

幼稚園や保育園において、集団生活への参加が難しい障がい児や発達遅れの子どもなどをサポートするために、通常の職員数に加えて担当者を配置する制度のこと。一般的に担当する職員のことを「加配保育士」と呼ぶ。

企業主導型保育事業

平成 28 年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

住民をはじめ自治会・町内会、団体・NPO、事業者及び町が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

こども家庭センター

心身ともに健やかな子どもの成長をサポートするために、社会福祉士や保健師等が様々な相談を受け、必要な情報提供や支援などを行う。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

こども大綱

こども基本法に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく方向性を定めたもの。

こども誰でも通園制度

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。

さ行

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

就学援助認定者

経済的な理由で子どもに義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助する制度の対象者・世帯。

た行

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している人等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域型保育事業

保育ニーズに細かく対応できるよう、市町村による認可事業として多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みのこと。地域型保育事業には、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育がある。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

な行

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

は行

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

保育教諭

「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有している者。学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園の保育教諭としては両方の免許・資格を有していることを原則としている。

保育支援システム（コドモン）

全国の施設や自治体等で導入されている保育・教育施設向けの業務支援クラウドサービス。欠席連絡や入退室管理、帳票作成といった各種機能をワンストップで提供している。

ポピュレーションアプローチ

集団に対して健康障害へのリスク因子の低下を図る方法。集団全体への早い段階からのアプローチにより影響が大きくなり、多くの人々の健康増進や疾病予防に寄与する利点がある一方、不十分な介入では健康格差を拡大するリスクもある。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。ヤングケアラーが担っている家事や家族の世話は、お手伝いとして子どもが行うものとは異なり、責任や負担が重く、子ども自身がやりたいことができないなど、学業や友人関係などに影響が出てしまうことが問題視されている。

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法 22 条によれば幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設のこと。

要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会

地方公共団体ごとに設置され、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護が行われるよう、関係機関との相互連携と協力を図る。

ら行

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を推計することとなっている。

数字

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育の必要な事由に該当しないもの。

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

英字

QU検査 (QUESTIONNAIRE-UTILITES)

楽しい学校生活を送るためのアンケートのことであり、学校生活に対する満足度や意欲、悩みなど、子ども一人ひとりの心の状態が分かる。また、これら日常の生活を振り返る項目を追加した hyper-Q-U の2種類がある。

PDCAサイクル

計画の推進において、Plan (計画の策定) - Do (計画の実行) - Check (実施状況の確認・評価) - Action (評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行) の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。



第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画

発行：川辺町

編集：川辺町 教育委員会 教育支援課

発行年月：令和7年3月

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 518-4

TEL 0574-53-2650 FAX 0574-53-6006